

共に支え合う  支援計画

～鹿沼市自殺対策計画～

令和2年3月

鹿沼市

はじめに



自殺は、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」であると言われ、その背景には、こころの健康問題だけではなく、経済・生活問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係していることが知られています。

全国の自殺者数が、平成10（1998）年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準で推移していたため、国は、平成18（2006）年に自殺対策基本法を施行しました。それまで、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」と捉えられるようになり、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。

その結果、全国の自殺者数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果をあげていますが、依然として約2万人の尊い命が自殺によって失われています。

このような中、平成28（2016）年に自殺対策基本法が一部改正され、「生きることの包括的な支援」を基本理念とし、地域レベルの実践的な取り組みを推進するよう都道府県や市町村に自殺対策計画の策定を義務付けました。

本市におきましても、毎年20人前後の方が自殺により亡くなっている状況です。

こうした状況を踏まえ、平成23（2011）年から「鹿沼市自殺対策連絡協議会」を設置し、自殺対策に関する普及啓発や相談窓口の設置、健康教育等、官民一体となり、様々な自殺対策を推進してきました。

今後、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関・団体等との連携をさらに強化し、より総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、令和2年度から5年間を計画期間とする「共に支え合う15（いちご）支援計画～鹿沼市自殺対策計画～」を策定いたしました。

本計画では、自殺は誰にでも起こりうる身近な問題であると認識し、一人ひとりが自殺対策の担い手としてかけがえのない命を大切に、「共に支え合い誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現」を目指してまいりますので、市民の皆様並びに関係機関・団体の皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました「鹿沼市自殺対策連絡協議会」の委員の皆様をはじめ、ご協力をいただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

鹿沼市長 佐藤 信

目次

第1章 計画策定の趣旨等

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・ 3

第2章 鹿沼市における自殺の現状と課題

- 1 地域における自殺の基礎資料等からみる自殺の現状について・・・・・・・・ 4
- 2 「健康かぬま21」アンケート調査結果からみるこころの健康に関する現状について・・ 10
- 3 課題・・ 13

第3章 自殺対策の推進に関する基本方針

- 1 共通認識・・ 15
- 2 基本理念・・ 17
- 3 基本的な考え方・・ 17
- 4 取組主体ごとの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

第4章 自殺対策の取組

- 1 基本施策・・ 19
 - (1) 基本施策1 生きることの促進要因への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - (2) 基本施策2 気づき・つながり・見守る人材の育成・・・・・・・・・・ 19
 - (3) 基本施策3 関係機関・団体との連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 重点施策・・ 20
 - (1) 若者・働き世代の自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 高齢世代の自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (3) 経済・生活問題を抱える人の自殺対策の推進・・・・・・・・・・・・ 31
 - (4) 共通の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

第5章 計画に係る評価指標

- 1 評価指標1・・ 37
- 2 評価指標2・・ 37
- 3 評価指標3・・ 38

第6章 自殺対策の推進体制等

- 1 推進体制・・ 39
- 2 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39

資料

1	鹿沼市自殺対策計画策定の経過	4 1
2	鹿沼市自殺対策連絡協議会委員名簿	4 2
3	鹿沼市自殺対策連絡協議会設置要綱	4 3
4	鹿沼市自殺対策計画策定ワーキンググループ設置要綱	4 5
5	自殺対策基本法	4 7
6	自殺総合対策大綱	5 3
7	相談窓口一覧	5 5
(1)	鹿沼市相談窓口一覧	5 5
(2)	悩み別相談窓口一覧	5 6

第1章

計画策定の趣旨等

第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成10（1998）年以降、全国の年間自殺者数は3万人を超え、その後も高い水準で推移してきました。

このような中、平成18（2006）年に自殺対策基本法が制定され、自殺を「個人の問題」ではなく、「社会の問題」と捉え、国を挙げて総合的に自殺対策を推進してきました。

その結果、自殺者数の年次推移は減少するなど、自殺対策は着実に成果を上げています。しかし、我が国の自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えるなど、非常事態はいまだ続いている状況です。

こうした状況を踏まえ、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28（2016）年に「自殺対策基本法」が一部改正され、「生きることの包括的な支援」を基本理念とし、地域レベルの実践的な取り組みを推進するよう、全ての都道府県及び市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

栃木県においては、平成19（2007）年に「栃木県自殺対策推進本部」や「栃木県自殺対策連絡協議会」を設置し官民一体となって自殺対策を講じてきました。また、自殺対策基本法の一部改正を受けて、平成30（2018）年3月に「いのち支える栃木県自殺対策計画」を策定しました。

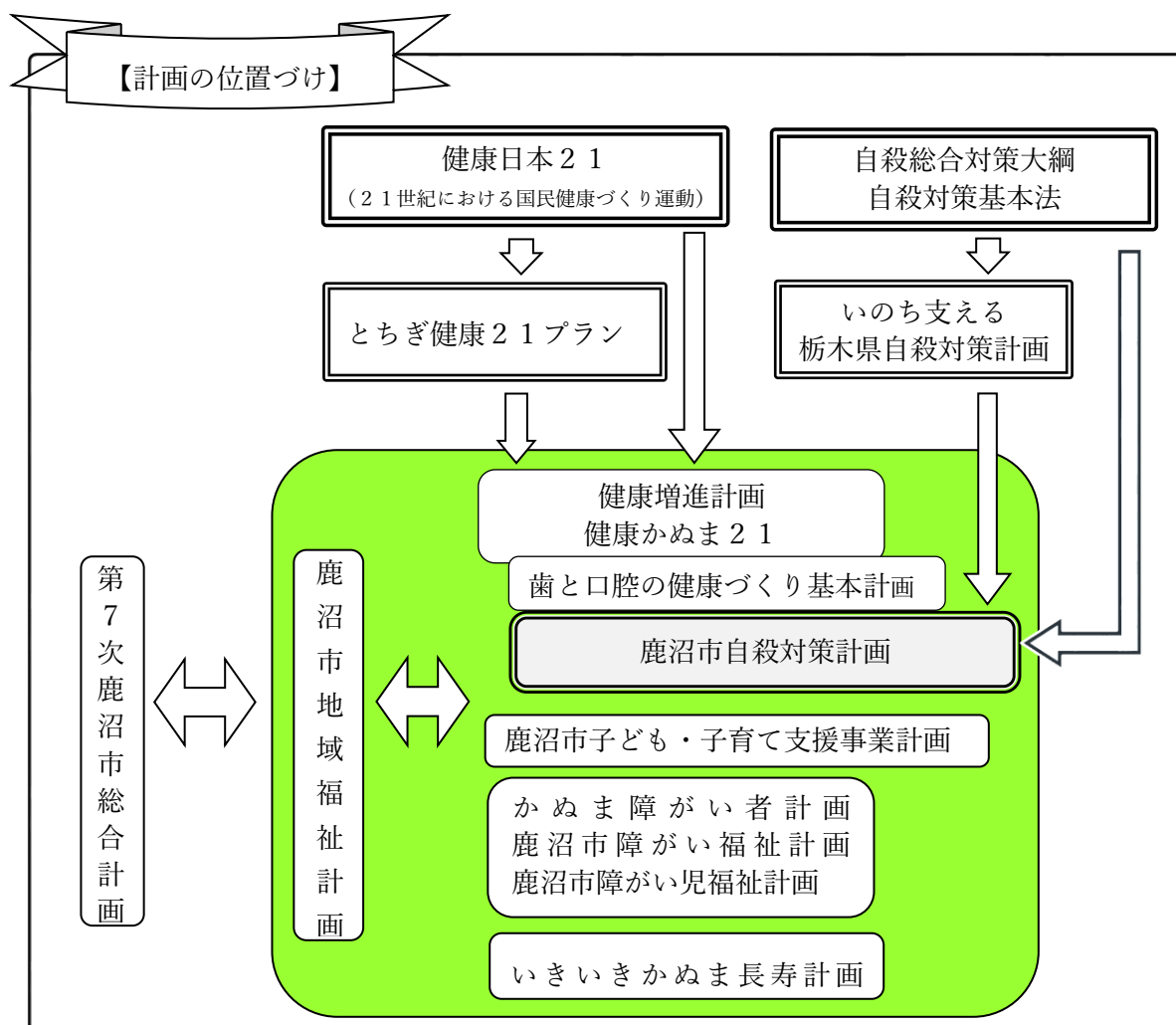
本市においても平成23（2011）年から「鹿沼市自殺対策連絡協議会」を設置し、講演会や出前講座等にて自殺対策に関する普及啓発、電話やまちの保健室による相談窓口の設置、幼少期から命の大切さを学ぶことを目的とした健康教育等、様々な自殺対策を推進してきました。

今後さらに保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係機関・団体等との連携を強化し、より総合的かつ効果的な自殺対策を推進し「共に支え合い誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現」を目指して「共に支え合う15（いちご）支援計画～鹿沼市自殺対策計画～」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法の一部改正を受け、同法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」です。自殺対策に関わる関係機関・団体と連携を図り、「生きることの包括的支援」として、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画です。

なお、本計画は、「鹿沼市地域福祉計画」「健康増進計画健康かぬま21」及び本市が策定した他の計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間の計画とし、社会情勢の変化や各種制度の改正等を踏まえ、必要時見直しを行います。



第2章

鹿沼市における

自殺の現状と課題

第2章 鹿沼市における自殺の現状と課題

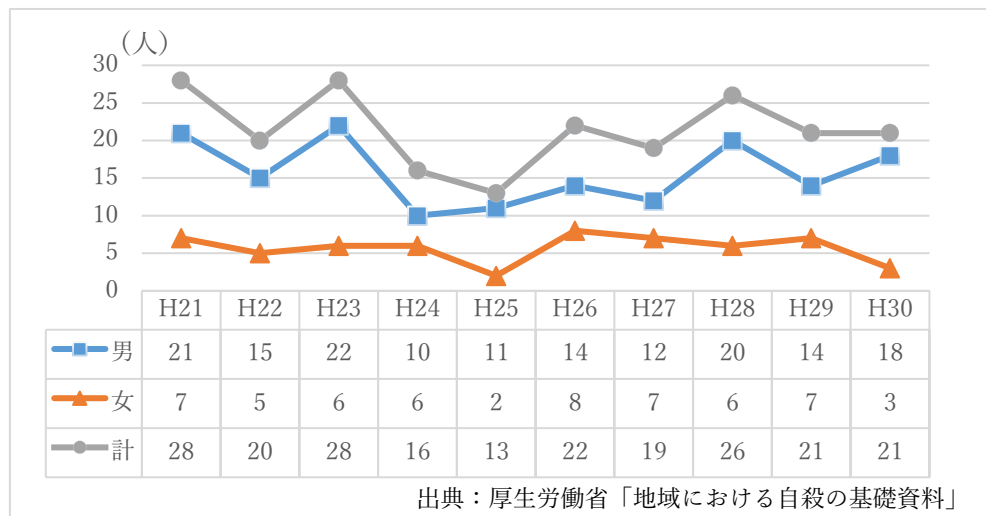
1 地域における自殺の基礎資料等からみる自殺の現状について

(1) 自殺者数の状況

本市の自殺者数は平成21(2009)年、平成23(2011)年に総数が28人で最多でした。以降、毎年20人前後の自殺者数となっています。

また、性別による自殺者数は、男性が女性の2倍以上多い状況が続いています(図1)。

図1 自殺者数の状況(平成21～30年)



(2) 自殺死亡率の状況

本市の自殺死亡率は、全国・栃木県の自殺死亡率が減少する中、平成28(2016)年、全国・栃木県を大きく上回りました。平成29(2017)年以降、自殺死亡率は減少しましたが、依然として全国・栃木県を上回る状況が続いています(図2)。

男女別自殺死亡率では、男性は増減を繰り返しており、平成28(2016)年・平成30(2018)年と県の数値を大きく上回っている状況です。一方で、女性は県と近い数値かそれ以下で推移しています(図3)。

図2 自殺死亡率(全国・栃木県との比較:平成21~30年)

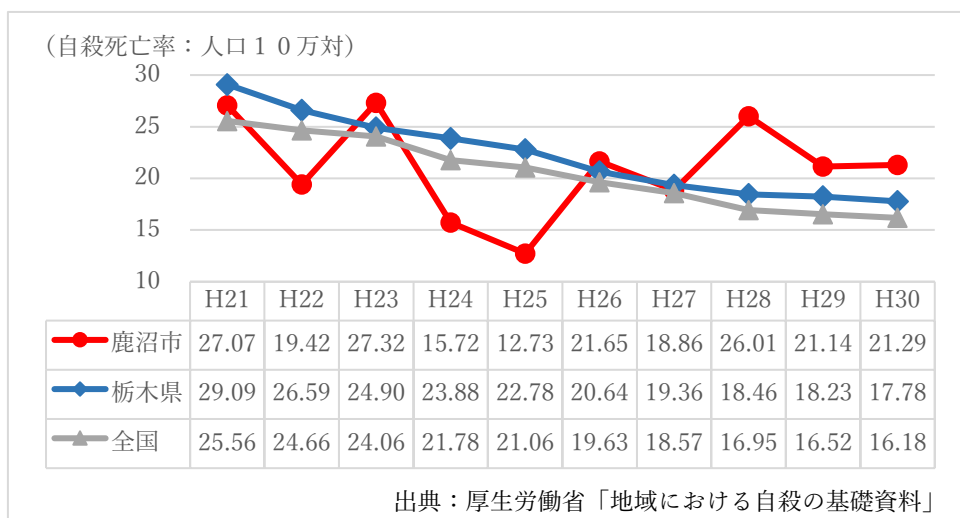
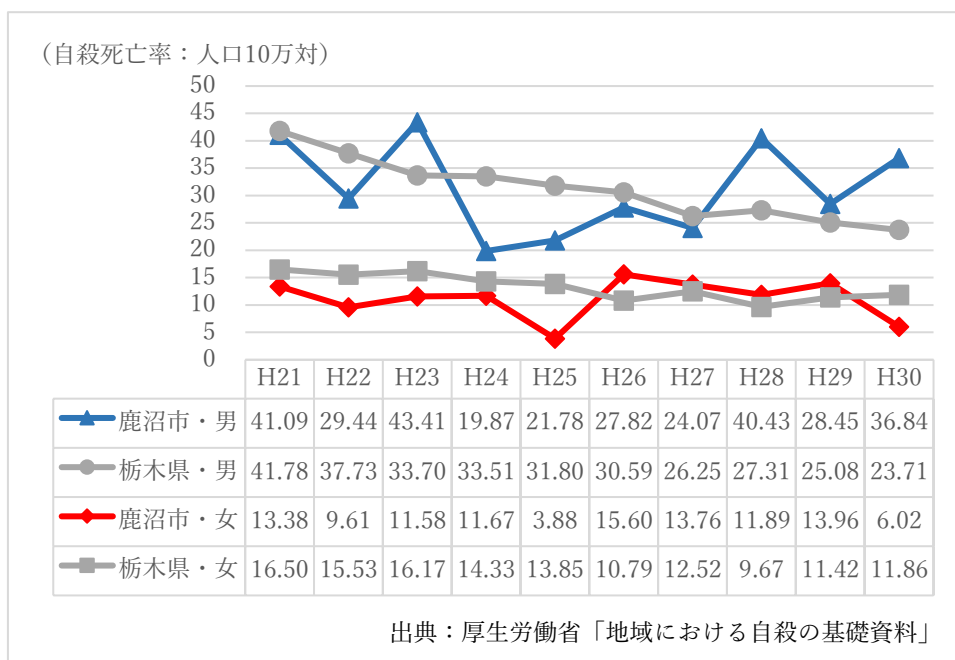


図3 男女別自殺死亡率(栃木県との比較:平成21~30年)



(3) 年齢階級別自殺者数の状況

年齢階級別の自殺者数を男女別に比較すると、最も自殺者が多いのは30代男性です。次いで、60代男性・50代男性が多い状況です。一方、女性は60代が最も多く、次いで80歳以上が多い状況です(図4)。

年齢階級別自殺者数の割合は、男性では30代、女性で60代・30代・20代未満が全国・栃木県と比較し高い状況です(図5・図6)。

図4 年齢階級別自殺者数の状況(男女別：平成21～30年合計)

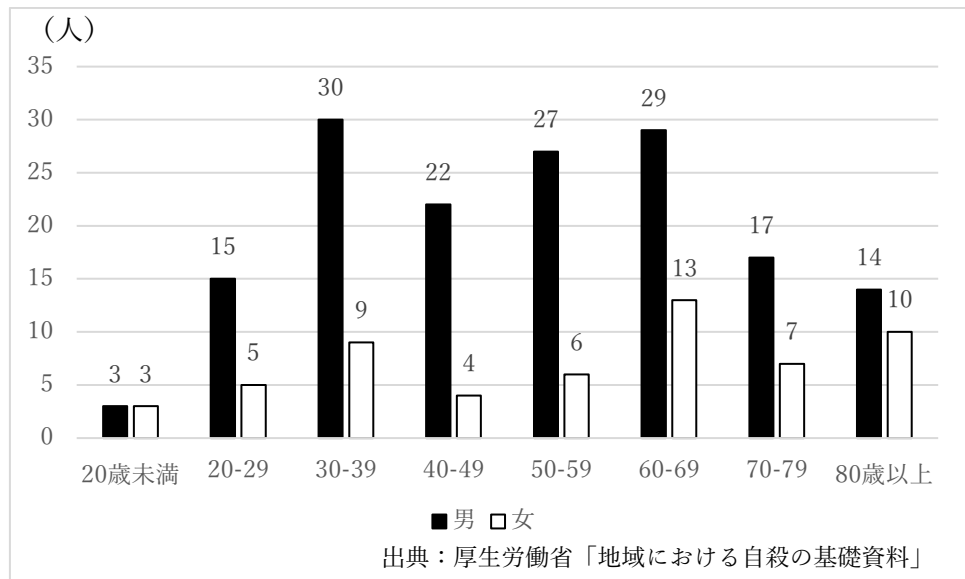


図5 男性の自殺者数割合(全国・栃木県との比較：平成21～30年合計)

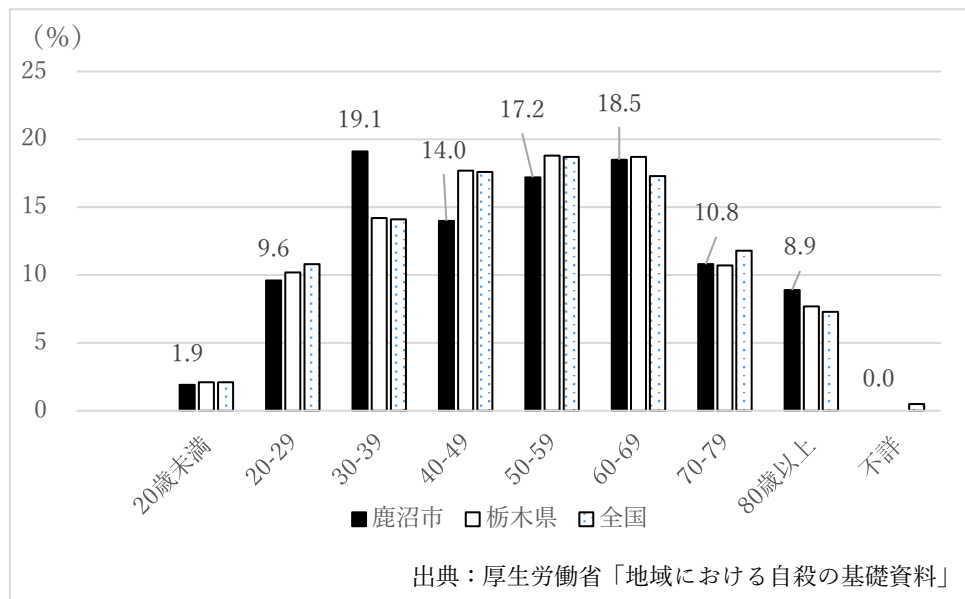
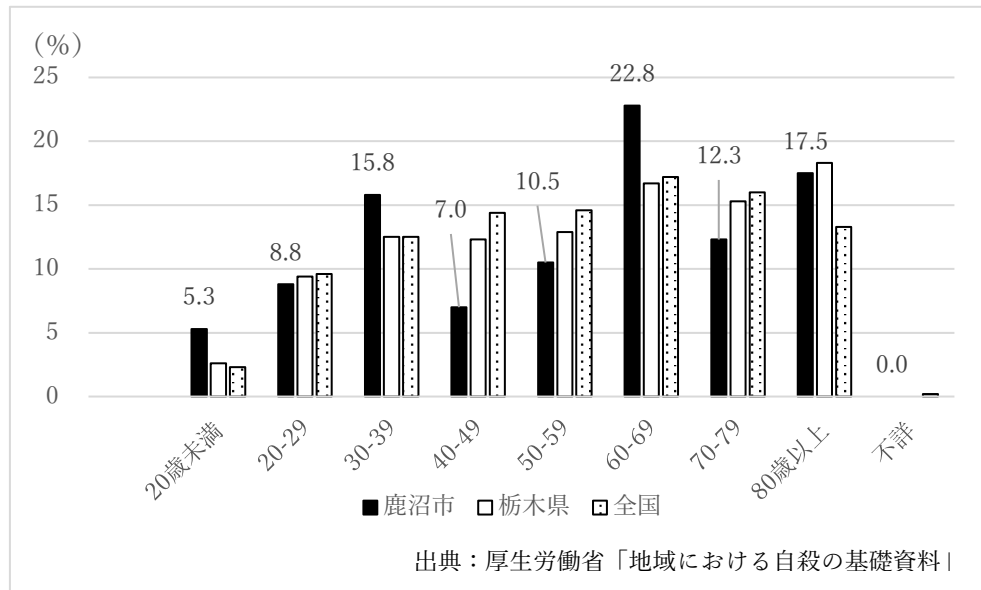


図6 女性の自殺者数割合（全国・栃木県との比較：平成21～30年合計）



(4) 職業別自殺者数割合

平成21（2009）年から平成30（2018）年の職業別自殺者数の割合では、男女ともに無職が最も多い状況です。男性は、女性に比べ、被雇用・勤め人、自営業・家族従業者が多い状況です（図7）。

職業別自殺者の割合は、「自営業・家族従業者」「失業者」「主婦」が全国・栃木県と比較し高い状況です（図8）。

図7 職業別自殺者数割合（平成21～30年合計）

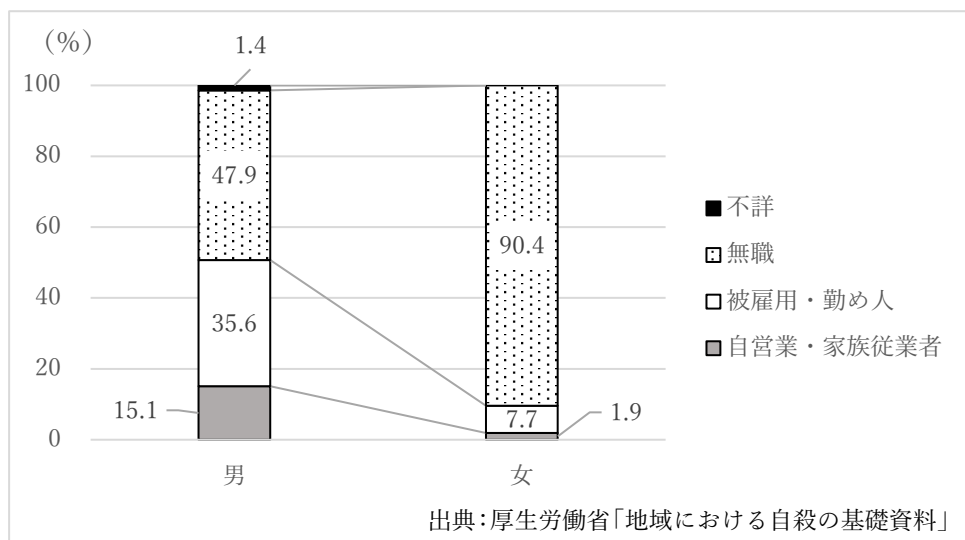
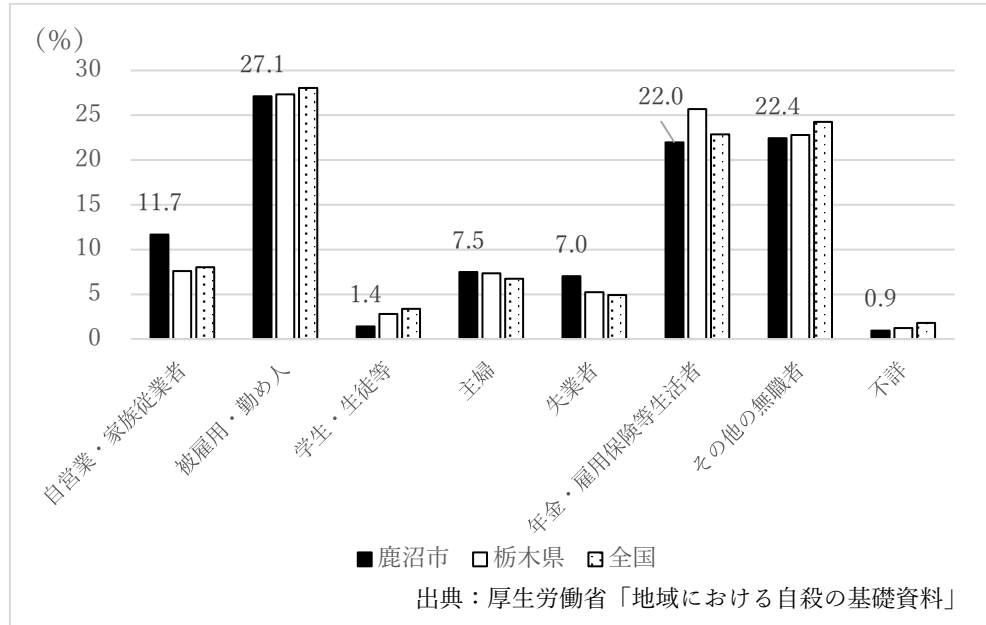


図8 職業別自殺者数割合（全国・栃木県との比較：平成21～30年合計）

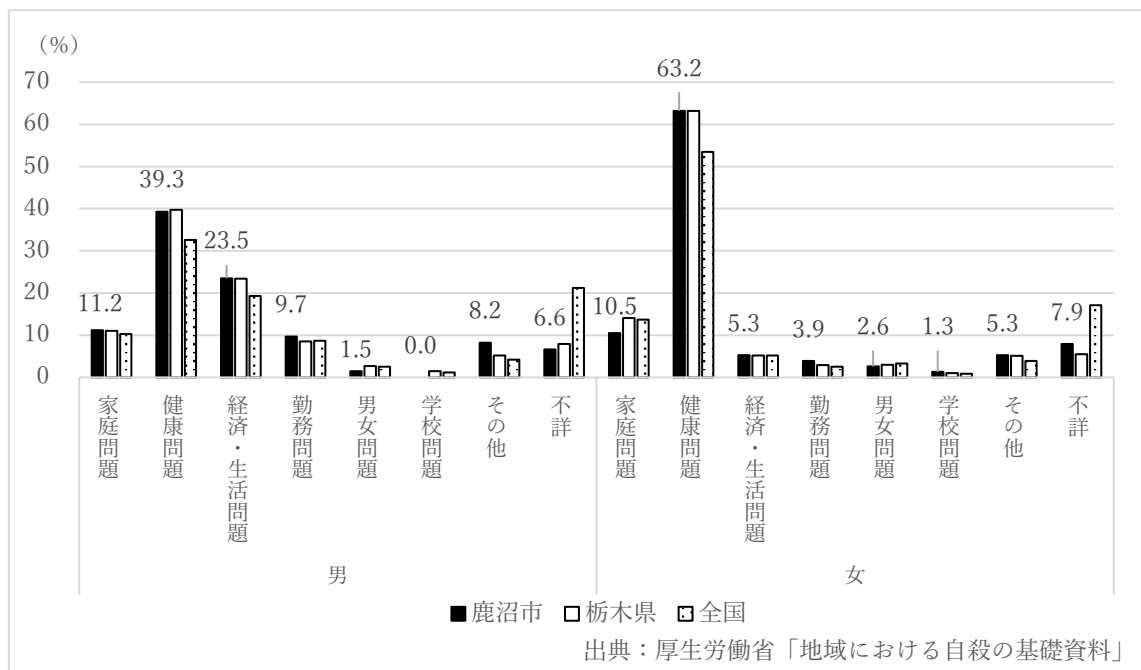


(5) 原因・動機別自殺者数割合

原因・動機別自殺者数の割合は、男女ともに健康問題が最も多い状況です(※1)。次いで、男性では経済・生活問題が多く、女性では、家庭問題が多い状況です。全国・栃木県も同様の傾向にあります(図9)。

※1 自殺の原因・動機で最も多いのは「健康問題」ですが、その背景には様々な社会的要因(経済・生活問題/家庭問題/勤務問題等)が複雑に関係しています。

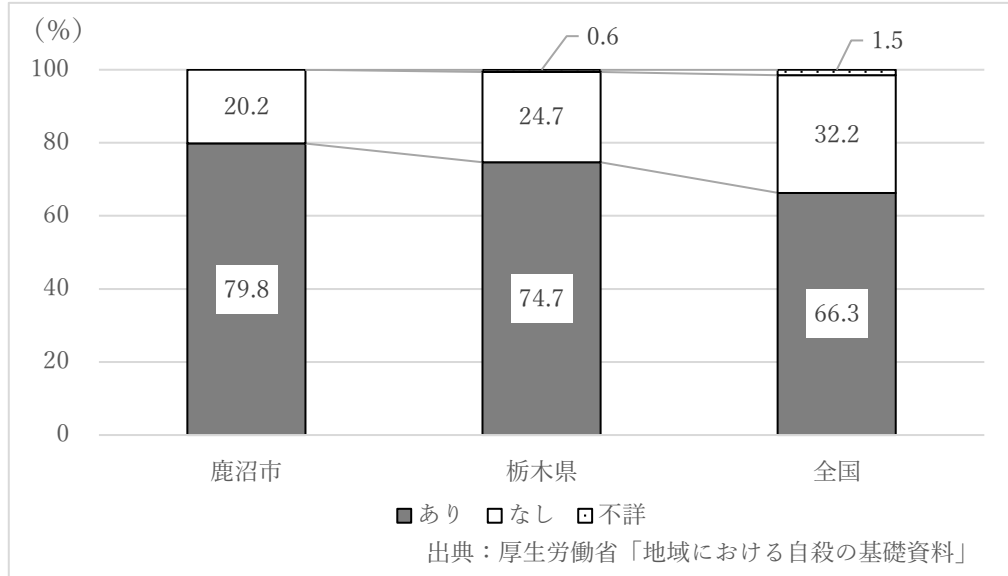
図9 男女別の原因・動機別自殺者数割合（全国・栃木県との比較：平成21～30年合計）



(6) 同居人の有無別割合

同居人の有無別割合は、「同居人あり」が約8割を占めています。全国・栃木県も同様の傾向にあります(図10)。

図10 同居人の有無別割合(全国・栃木県との比較:平成21~30年合計)

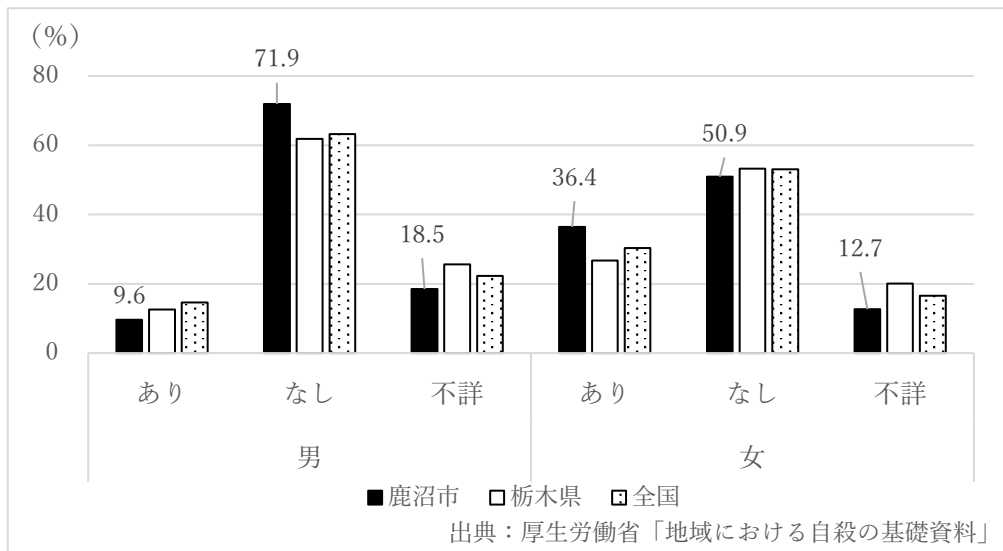


(7) 自殺未遂歴割合

自殺未遂歴の割合では、男女とも「自殺未遂歴なし」が多く、男性の「自殺未遂歴なし」、女性の「自殺未遂歴あり」が全国・栃木県と比較し多い状況です(図11)。

図11 男女別の自殺未遂歴割合

(全国・栃木県との比較:平成21~30年合計)



2 「健康かぬま21」アンケート調査結果からみるこころの健康に関する現状について

第3期健康増進計画 健康かぬま21 アンケート

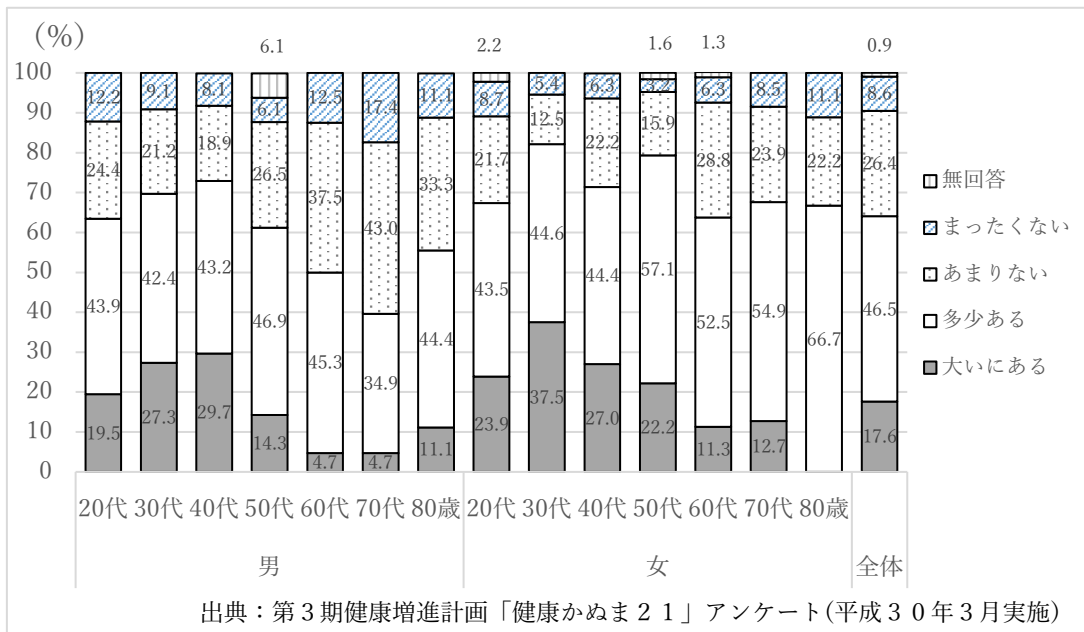
【調査方法】

- ・対象者：20～80歳の市民2,023人を無作為抽出
- ・調査時期：平成30年3月
- ・回収率：36.6%（回収数740）

(1) ここ1ヶ月間の不満、悩み、苦勞などによるストレスの有無

ここ1ヶ月ストレスが「大いにある」「多少ある」と答えた人の割合は、男性で40代、女性では30代が最も高く、働き世代のストレスが高い状況にあると考えられます。また、年齢とともに減少傾向にあります(図12)。

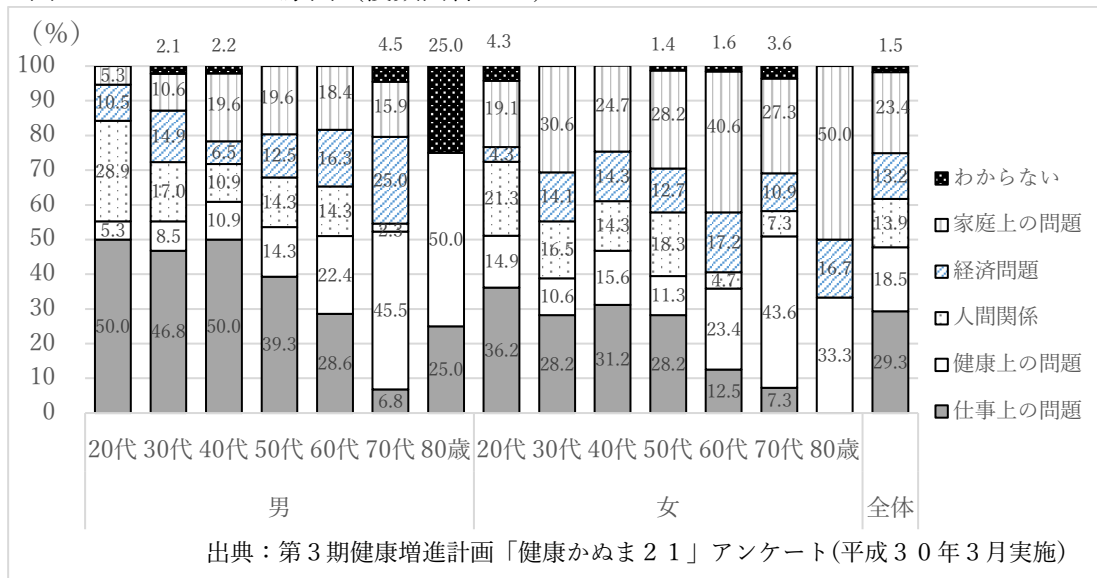
図12 ストレスの有無



(2) ストレスが「大いにある」「多少ある」と回答した人のストレスの原因

ストレスの原因として、男女とも若い世代では「仕事上の問題」の割合が高く、年齢が高くなると「健康上の問題」の割合が高くなっています。また、女性においては「家庭上の問題」の割合が高い傾向にあります(図13)。

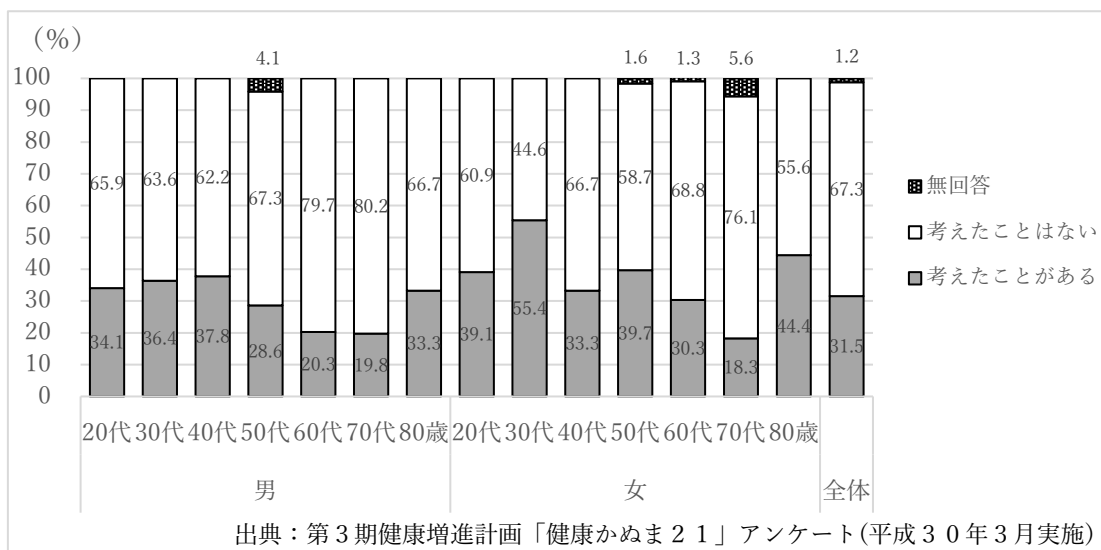
図13 ストレスの原因(複数回答あり)



(3) 自殺またはそれに近いことを考えたことのある人の割合

自殺またはそれに近いことを考えたことがある人の割合は、男性では40代・30代の「働き世代」が高い状況です。女性では、30代の「働き世代」「子育て世代」が最も高く、半数を超えています(図14)。

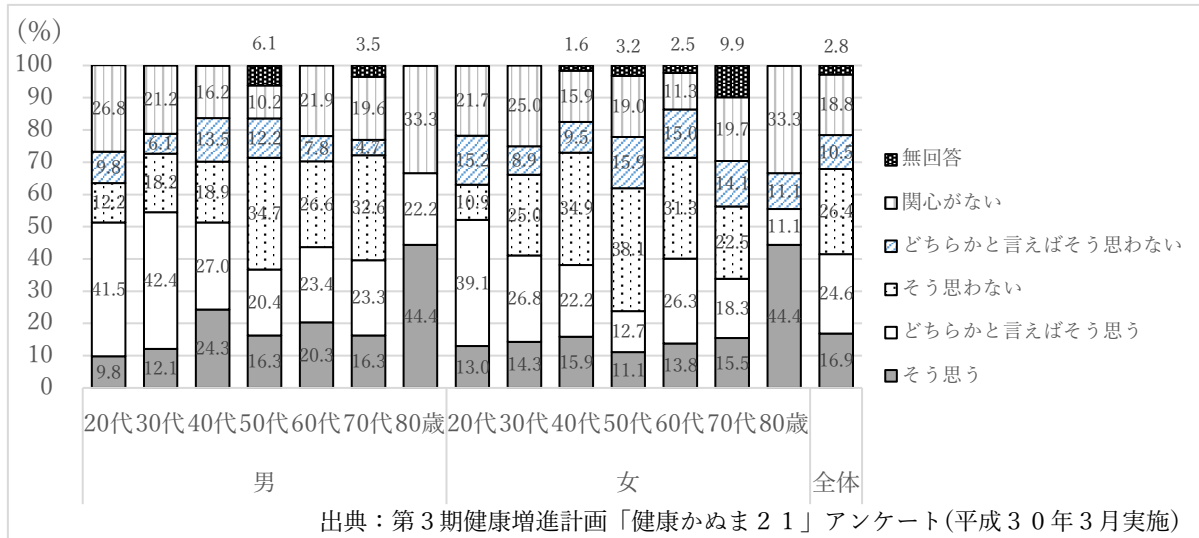
図14 自殺またはそれに近いことを考えたことのある人の割合



(4) 自殺対策は自分自身に関わることだと思うか

自殺対策は自分自身に関わることだと思うかについては、男女とも80歳の「高齢者世代」の割合が最も高い状況です。次いで、男性は20～40代、女性は20代の「若者世代」の割合が高くなっています(図15)。

図15 自殺対策は自分自身に関わることだと思うか

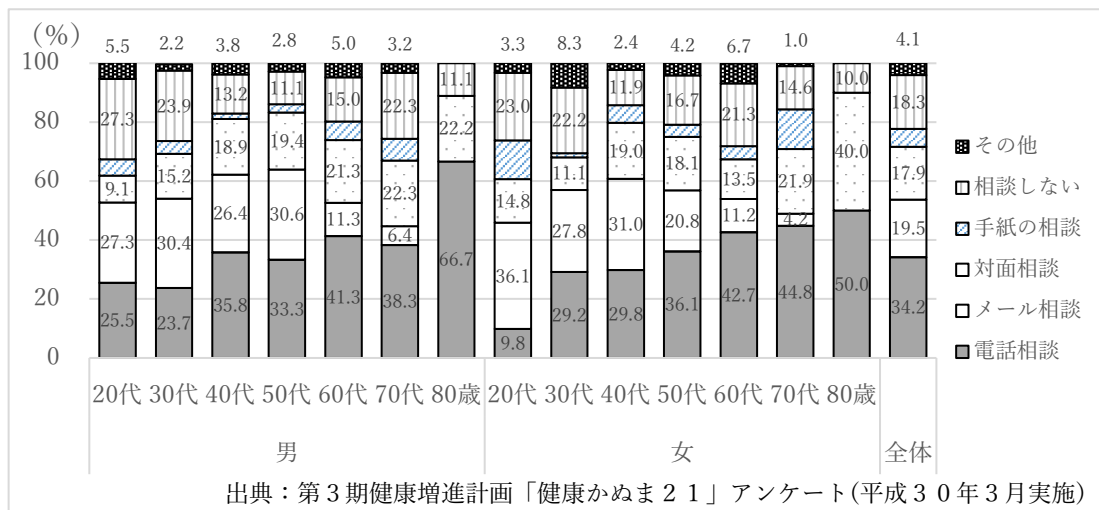


(5) 自殺またはそれに近いことを考えた時、相談しやすい方法

相談しやすい方法は、年齢が上がるとともに「電話相談」の割合が高くなっています。20～40代の「若者世代」では「メール相談」の割合が高くなっています。

一方で、男女とも20～30代、また70代男性・60代女性で「相談しない」という人の割合が高い状況です(図16)。

図16 自殺またはそれに近いことを考えた時、相談しやすい方法(複数回答あり)



3 課題

【課題1】

若者・働き世代の自殺者数割合は、国・県より高い。
また、自殺またはそれに近いことを考えた時であっても相談しない方が多い。

本市の自殺死亡率は、全国・栃木県と比較し、高い状況が続いており、特に男性の自殺死亡率が高くなっています(P 5 図2、図3)。

また、男性の自殺者数の割合は、30代で全国・栃木県の割合を上回っています(P 6 図5)。

こころの健康に関するアンケート調査では、ストレスが「大いにある」「多少ある」と答えた人の割合は、男性30代・40代で高く、働き世代のストレスが高い状況にあると考えられます。その原因として、「仕事上の問題」の割合が最も高くなっています(P 10 図12)(P 11 図13)。

若者・働き世代の女性をみると、30代の自殺者数の割合が全国・栃木県の割合を上回っています(P 7 図6)。また、こころの健康に関するアンケート調査でもストレスが「大いにある」「多少ある」と答えた人の割合は30代で最も高く、その原因として、「家庭上の問題」が最も多い状況です(P 10 図12、P 11 図13)。自殺またはそれに近いことを考えたことのある人の割合においても約半数の方が「考えたことがある」と回答しています(P 11 図14)。

若者・働き世代の男女共に、相談しやすい方法としては、「電話相談」や「メール相談」が多くなっています。一方で、「相談しない」とも回答している人の割合も高い状況です(P 12 図16)。

若者・働き世代は、職場や家庭の双方で重要な役割を担い、ストレスを抱えることが多い世代です。過労・職場の人間関係や仕事の悩み、家庭上の問題等がうつ病の引き金になると考えられますが、悩みを相談せず抱え込む方も多い状況です。

【課題2】

女性の自殺者は高齢世代に多い。

年齢階級別自殺者数の状況は、60代女性が最も多く、自殺者数の割合も全国・栃木県の割合を大きく上回っています。(P 6 図4、P 7 図6)。

こころの健康に関するアンケート調査で、60代女性のストレスの原因は「家庭上の問題」が最も多い状況です(P 11 図13)。また、相談しやすい方法は、「電話相談」が多い状況ですが、一方で、「相談しない」と回答している人の割合も高い状況です(P 12 図16)。

高齢世代の女性は、健康上の問題や家庭上の問題、介護の悩み（疲れ）、親しい人との死別等が、うつ病の引き金となり、孤独や孤立状態に陥りやすいと考えられます。

【課題3】

男性の自殺の原因は、「経済・生活問題」が健康問題に次いで多い。

男性の原因・動機別自殺者数の割合では、「経済・生活問題」が「健康問題」に次いで高い状況です（P 8 図9）。

また、こころの健康に関するアンケート調査で、ストレスが「大いにある」「多少ある」と答えた人で、その原因が「経済問題」と答えた人の割合は、男性70代が最も高く、次いで60代となっています（P 11 図13）。

経済・生活問題の背景には、無職・失業、多重債務や身体・精神疾患や介護等、複合的な課題があり、自殺リスクが高いと考えられます。

第3章

自殺対策の推進に 関する基本方針

第3章 自殺対策の推進に関する基本方針

1 共通認識

本市において、自殺対策に取り組むにあたり、行政・関係機関・団体・市民等が、それぞれ次に掲げる4つの事項を理解・認識することが重要です。

(1) 自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」である

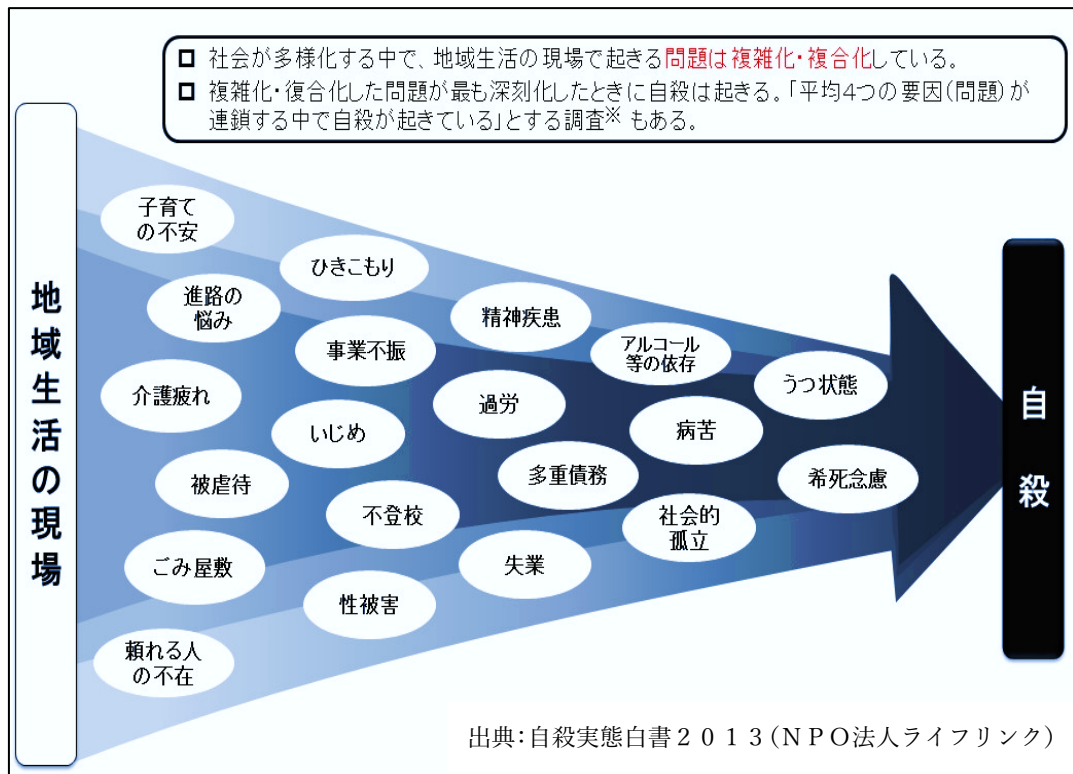
自分は自殺と関係がないと考えがちですが、自殺は、自分や家族、友人等、周りの人が当事者になる可能性がある問題です。

自殺対策を進めていく上では、まず市民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こりうる身近な問題」であることを認識する必要があります。

(2) 自殺はその多くが「追い込まれた末の死」である

自殺は、特定の要因のみで起こるものではなく、病気の悩み等の健康問題のほか、倒産、失業、多重債務、長時間労働等の経済・生活問題、育児や介護・看病疲れ等の家庭問題等、様々な要因が複雑に関係しています。

自殺は個人の自由な意志や選択の結果ではなく、その多くが心理的に「追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。



(3) 自殺はその多くが「防ぐことができる社会的な問題」である

世界保健機関（WHO）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」と明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるということが、世界の共通認識となっています。

心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、「多くの自殺は防ぐことができる」ということを認識する必要があります。

(4) 自殺を考えている人は「何らかのサインを発している」ことが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良、自殺をほのめかす言動等、自殺の危険を示すサインを発している場合が多いと言われています。

家族や職場の同僚等身近な人でも、自殺のサインに気づき難い場合もあるため、まず自分の身近な人、そして周りの人のサインに気づき、自殺予防につなげていくことが必要です。

2 基本理念

本市の自殺の現状や国の「自殺総合対策大綱」、栃木県の「いのち支える栃木県自殺対策計画」を踏まえ、下記のとおり基本理念を掲げ、その実現を目指します。

【基本理念】

『共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”の実現』

3 基本的な考え方

本市における自殺の現状及び共通認識を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき、自殺対策の推進に取り組みます。

(1) 「生きることの包括的な支援」として推進します

個人でも地域でも、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高まると言われています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題の他、地域・職場の在り方の変化等様々な要因と、その人の性格傾向、家族の状況、死生観等が複雑に関係しています。自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、様々な分野の施策や組織等が密接に連携する必要があります。

(3) 啓発と実践を両輪として対策を推進します

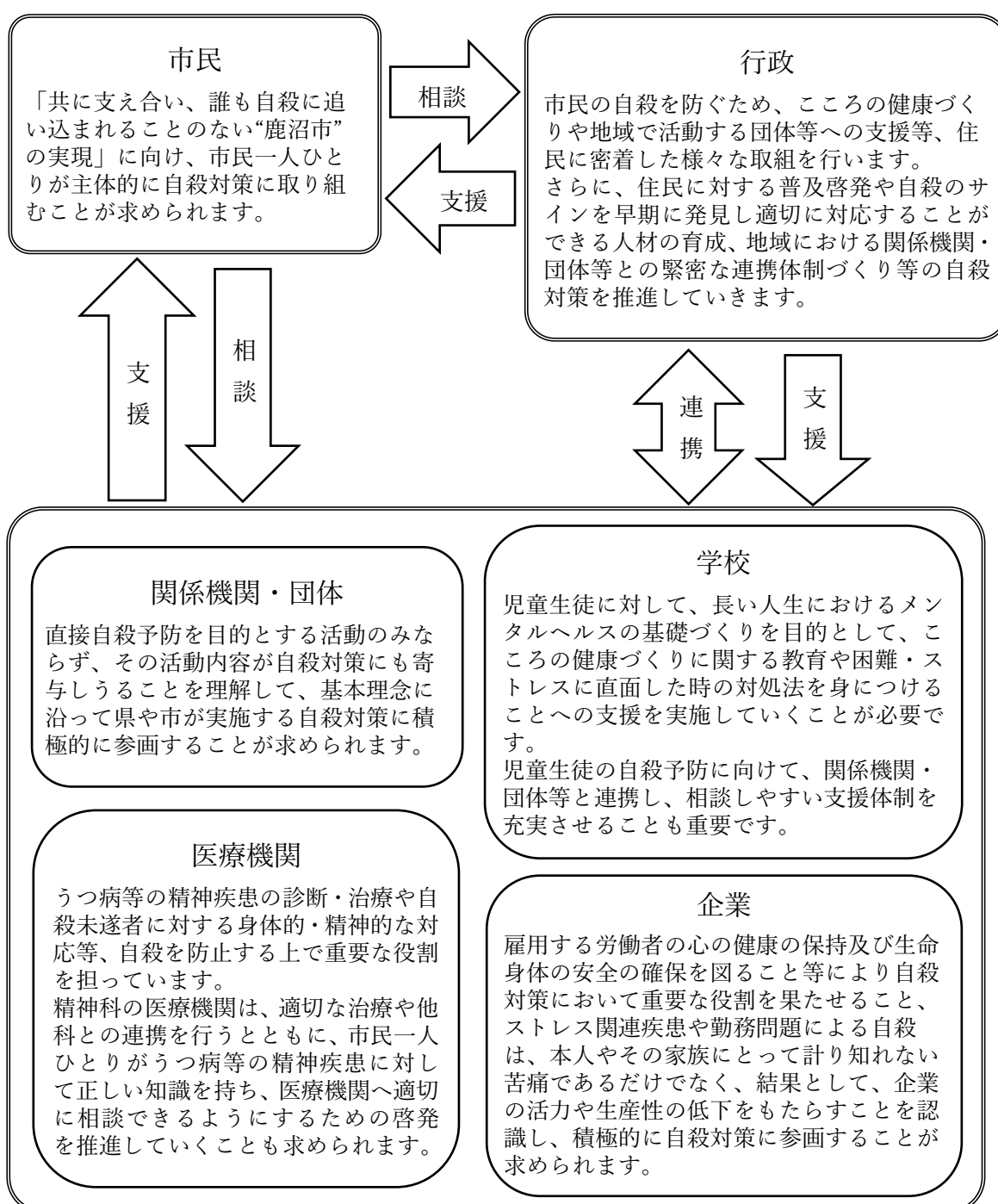
自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが重要であるということが、地域全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を行います。

また、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう広報活動、教育活動等に取り組みます。

4 取組主体ごとの役割

基本理念である「共に支え合い、誰も自殺に追い込まれることのない“鹿沼市”」を実現するためには、行政、関係機関・団体、市民等が連携・協働し自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化・共有化し、相互に連携・協働しながら取り組みます。



第4章

自殺対策の取組

第4章 自殺対策の取組

1 基本施策

基本施策は、すべての自治体で共通して取り組むとされている自殺対策の根幹的な施策です。

(1) 基本施策1 生きることの促進要因への支援

① こころの健康づくり

いきいきとした生活を送るためには、こころの健康づくりが大切です。また、自殺のリスクを低下させるために、「生きることの促進要因」を増やすための取組も重要です。子どもの頃から命の大切さを学び自己肯定感を高めることが、生涯にわたるこころの健康づくりの基礎となります。

② 居場所・生きがいづくり

地域、職場、学校等において、孤立することなく、社会とのつながりや役割を持ち、支え合いながら自分らしく暮らせるよう、居場所づくりを推進します。また、生涯にわたり生きがいを持てるよう支援します。

③ 市民への啓発と周知

講演会や出前講座等において、こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。また、自殺予防週間及び自殺対策強化月間では、関係機関・団体と連携し、リーフレットや自殺対策グッズを用い、こころの健康や相談窓口を市民に周知します。

④ 相談体制と支援策の充実

あらゆる人を対象とした相談体制と支援策の充実を図り、「生きることの阻害要因」を減らすことができるよう取り組みます。また、自殺未遂者や遺された人への支援にも取り組みます。

(2) 基本施策2 気づき・つながり・見守る人材の育成

自殺の問題やこころの健康問題に関心を持ち理解を深めるとともに、悩んでいる人の存在に気づき、思い寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぐ役割を担う「ゲートキーパー」の人材育成が必要です。

- ① 専門職向けゲートキーパーの養成の実施
- ② 市民向けゲートキーパーの養成の実施

(3) 基本施策3 関係機関・団体との連携の強化

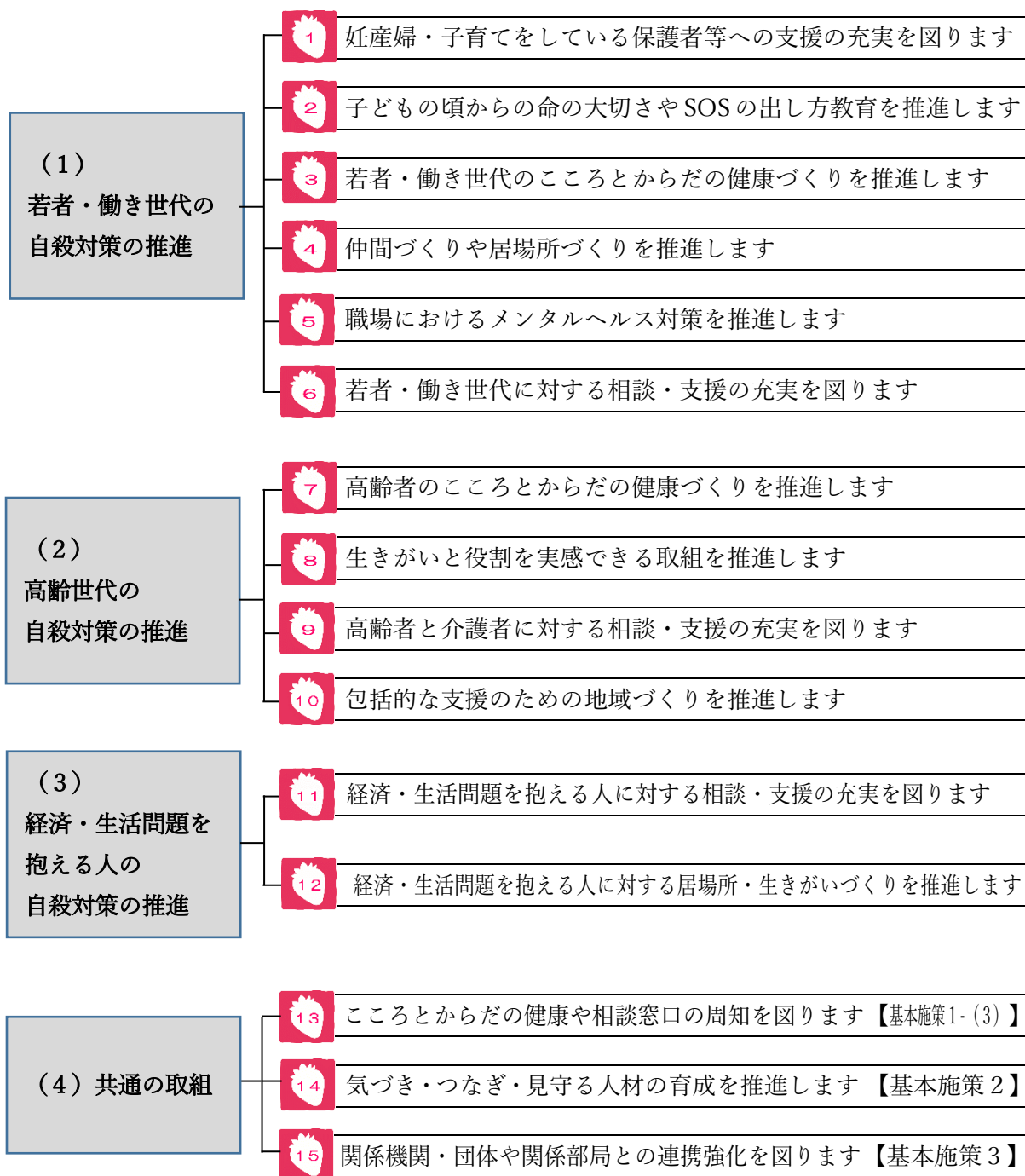
自殺は、様々な要因が連鎖する中で起きていることから、保健・医療・福祉・教育・労働等の幅広い分野における関係機関・団体や行政、公的機関、市民等との効果的な連携・協働により官民一体となって自殺対策に取り組みます。また、庁内の各窓口において各種相談を実施し、必要に応じて他の部局と連携を図ります。

2 重点施策

重点施策は、本市における自殺の実態を踏まえた上で取り組むべき施策です。

【重点施策】

【取組】



(1) 若者・働き世代の自殺対策の推進

指標

	平成30年度 実績	令和6年度 目標値
産後1ヶ月健診でのエジンバラ産後うつ病質問票 ^(※2) の高得点者の割合の減少	8.3%	7%以下

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
思春期健康教育を5年間で市内の小中学校全校で実施	小学校7校 中学校4校	市内の全小中学校に実施 (小学校24校・中学校10校)

	平成30年 結果	令和5年 目標値
相談しない人の割合の減少 (20-30代)	23.9%	22.0%以下

出典：第3期健康増進計画「健康かぬま21」アンケート



妊産婦・子育てをしている保護者等への支援の充実を図ります

妊娠・出産・育児の時期にあたる人が多い若者・働き世代の人が、安心して子どもを産み育てることができるような、妊娠期から子育て期の切れ目のないサポートを行います。

事業・取組	内容	担当課等
いちごっこかぬま	妊娠期から子育て期の不安を受け止め、切れ目ない支援を実施します。エジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後うつ病の早期発見・早期支援を行い、必要時、医療機関と連携を図ります。	健康課
こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの赤ちゃんと産婦さんの全戸訪問により、産後の気持ちの落ち込みや育児不安に早期に対応します。	健康課
いちごっこ Room	産後の不安等が強い産婦さんを対象に、集団の場で保健師や助産師による専門的なサポートを行います。	健康課

※2 エジンバラ産後うつ病質問票：産後うつ病のスクリーニングを目的とした自己評価表で、30点中9点以上で産後うつ病の可能性が高いとされています。

事業・取組	内容	担当課等
産後ケア事業	産後の育児不安、産後の体調回復のために、産科医療機関や助産所への宿泊・通所による支援を行います。	健康課
子育て応援隊	小さく生まれた赤ちゃんや多胎児を対象に孤立予防を目的に助産師会と共に集団活動を行います。	健康課
養育支援訪問	特定妊婦や要支援妊婦等、経済的不安や支援者がいない等のハイリスク者へ、専門的な支援や家事支援等の訪問を行います。	健康課 こども総合サポートセンター
地域子育て支援センター (子育てサロン) つどいの広場事業 (ゆーとりん)	子育てに関する情報交換や相談が気軽にできる場として、親の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境作りを支援します。	保育課
保育園・幼稚園 認定こども園 小規模保育事業施設	各園を利用している保護者が子育てに悩んでいる状況等があった時には、適切な相談機関等を紹介し、連携を図ります。	保育課 各園
一時預かり事業	保護者の病気、出産、看護または冠婚葬祭、育児のリフレッシュ等の理由でお子さんを家庭でみるできない時、一時的に保育園で預かります。	保育課 各園



子どもの頃からの命の大切さやSOSの出し方教育を推進します

子どもの頃から命の大切さを学び自己肯定感を高めることは、生涯にわたるこころの健康づくりの基礎となるため、思春期健康教育の充実を図ります。また、困難やストレスに直面したときの対処方法を身につけられるための教育やいじめ・不登校への対応を関係機関と連携して推進します。

事業・取組	内容	担当課等
思春期健康教育	小中学生を対象に命の大切さや自己肯定感を養うための授業およびSOSの出し方教育などを行います。	健康課 子育て支援課
いじめ防止対策	いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた児童生徒が周囲に助けを求められるようSOSの出し方の教育を行います。	学校教育課
いじめ・不登校に関する調査	全ての学校において、楽しい学校生活を送るためのアンケートを実施します。いじめ等の可能性や集団内における人間関係等を把握し、個や集団への支援を行います。	学校教育課
スクールカウンセラー	児童生徒及びその保護者の相談に応じるスクールカウンセラーと関係機関との連携した支援を行います。	学校教育課

事業・取組	内容	担当課等
電話相談やネット相談の案内カード配布	児童生徒が、様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく相談できるよう、電話相談やネット相談の周知啓発を行います。	健康課 鹿沼市小中学校長会 市内県立高等学校長会
子どもの人権SOSミニレターの協力	子どもをめぐる人権問題の早期発見・早期解決を目的に、法務省から「子どもの人権SOSミニレター」が小中学校宛に直送されます。その事業の内容を、人権擁護委員が各学校で説明します。	人権推進課



若者・働き世代のこころとからだの健康づくりを推進します

いきいきとした生活を送るためには、若い頃からのこころとからだの健康づくりが大切です。若者・働き世代のこころとからだの健康管理に取り組みます。

事業・取組	内容	担当課等
各種健診の事後指導時における普及啓発	乳幼児健診や40歳未満健診等の事後指導時に相談窓口のチラシや自殺予防のパンフレット等を配布し普及啓発を行います。	健康課
こころといのちの講演会	こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
出前講座	地域に出向き、こころとからだの健康について健康教育を行います。	健康課



仲間づくりや居場所づくりを推進します

妊娠・出産・育児の時期にあたる人が多い若者・働き世代の人が、孤独や孤立状態で「孤育て」になる事がないよう支援します。また、子ども・若者が社会とのつながりを持ち交流が図れるよう推進します。

事業・取組	内容	担当課等
再掲 いちごっこ Room	産後の不安等が強い産婦さんを対象に、集団の場で保健師や助産師による専門的なサポートを行います。	健康課

事業・取組		内容	担当課等
再掲	子育て応援隊	小さく生まれた赤ちゃんや多胎児を対象に孤立予防を目的に助産師会と共に集団活動を行います。	健康課
再掲	地域子育て支援センター (子育てサロン) つどいの広場事業 (ゆーとりん)	子育てに関する情報交換や相談が気軽にできる場として、親の負担軽減を図り、安心して子育てができる環境作りを支援します。	保育課
再掲	保育園・幼稚園 認定こども園 小規模保育事業施設	各園を利用している保護者が子育てに悩んでいる状況等があった時には、適切な相談機関等を紹介し、連携を図ります。	保育課 各園
再掲	一時預かり事業	保護者の病気、出産、看護または冠婚葬祭、育児のリフレッシュ等の理由でお子さんを家庭でみるができない時、一時的に保育園で預かります。	保育課
	子育て支援 短期入所事業	保護者の疾病や経済面等の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設でお子さんを短期間預かります。	こども総合 サポートセンター
	子ども食堂への支援	バランスの良い食事を提供し、子どもの社会的孤立解消や親子の居場所づくりを行う子ども食堂を支援します。	こども総合 サポートセンター
	放課後児童 健全育成事業	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生へ、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供します。	子育て支援課
	青少年の自立支援	ボランティア活動を通して、地域とのふれあいや異年齢との交流を行い、健全な青少年の育成を図ります。	生涯学習課
	生涯活躍のまち鹿沼 推進事業	かぬま生涯学習大学の運営や中高年や男性向けの講座を開催するなど、すべての市民が生涯にわたって学びを継続し生きがいを持てるよう支援します。	生涯学習課
	子どもの学習支援	経済的理由で学習塾に通えない児童生徒を対象に、無料の校外学習教室を開催します。	NPO 法人 CCV



職場におけるメンタルヘルス対策を推進します

長時間労働やハラスメント等の様々な勤務問題に対し、相談の実施や福利厚生の実施に取組みます。

事業・取組	内容	担当課等
企業訪問	通年で実施している企業訪問の機会等を通じ、ワークライフバランスや働き方改革に関する情報の周知を行うとともに、経営者や従業員について問題等の相談があった場合に関係機関へつなぎます。	産業振興課
勤労者の福祉環境の整備支援（勤労者福祉共済会の支援）	（公財）鹿沼市勤労者福祉共済会の支援をすることで、中小企業勤労者の福利厚生の実施を図ります。	産業振興課
働く人のメンタルヘルス相談	産業カウンセラーが、職場の人間関係等のストレスやこころやからだの不調を抱えている方の相談に応じます。	宇都宮労政事務所



若者・働き世代に対する相談・支援の実施を図ります

若者・働き世代の人が、様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく相談できるよう、様々な相談窓口の実施を図ります。また、関係機関や団体と連携しながら相談・支援の実施に努めます。

事業・取組	内容	担当課等
再掲 まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
栃木県断酒ホトトギス会	お酒による悩みについての相談に応じます。	栃木県断酒会
民生委員児童委員による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
障がい児・者の相談支援	児童から大人までの障がい者手帳の取得やきめ細かな障がい福祉サービスを提供するために、市や障がい者相談支援センターの相談窓口にて相談支援を行います。	障がい福祉課

事業・取組	内容	担当課等
市民生活相談	日常生活での困りごとや心配事の相談に応じます。	生活課
法律相談	弁護士による無料の相談（不動産、相続、金銭貸借等）を行います。	生活課
消費生活相談	商品の購入等に関するトラブルや多重債務問題等の相談に応じます。	生活課
人権相談	人権擁護委員が、日常生活における人権問題の相談に応じます。	人権推進課
女性相談	女性相談員が、女性の離婚やDV（夫・パートナー等からの暴力）被害等の相談に応じます。	人権推進課
児童扶養手当支給・ひとり親家庭医療費助成についての相談	毎年の現況届受付時の面談において、対象者の状態把握に努め、必要に応じて関係機関につなぎます。	子育て支援課
教育相談	学校における集団不適應、いじめ、不登校、また発達遅れや就学に関する相談や支援を行います。	総合教育研究所 教育相談室
就学相談	就学等に関する相談を行い、安心して就学を迎えられるよう支援します。	こども総合 サポートセンター
家庭こども相談	家庭相談員による適切な児童養育・児童福祉のための相談・支援を行います。	こども総合 サポートセンター
ひとり親家庭福祉対策	ひとり親家庭の生活の安定・経済的自立を図るため、母子・父子自立支援員兼婦人相談員による相談業務や就労支援を行います。	こども総合 サポートセンター
青少年相談	思春期における若者の悩みごと相談（ひきこもり、ニート、不登校、対人関係等）を行います。	こども総合 サポートセンター
住宅総合相談	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行います。	建築課

(2) 高齢世代の自殺対策の推進

指標

	平成30年 結果	令和5年 目標値
相談しない人の割合の減少 (60-70代)	18.4%	17.0%以下

出典：第3期健康増進計画「健康かぬま21」アンケート

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
高齢者の生活に係る総合的な相談の件数の増加	6,602件	累計30,500件

出典：鹿沼市高齢福祉課 総合相談・支援 相談件数



高齢者のこころとからだの健康づくりを推進します

高齢者は、心身機能の低下や親しい人との死別、介護の悩み(疲れ)等が、うつ病の引き金となり、孤独や孤立状態に陥りやすいことから、身近な場所での相談や介護・うつ病予防等の健康教育に取り組み、高齢者のこころとからだの健康づくりを推進します。

事業・取組		内容	担当課等
再掲	まちの保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
再掲	出前講座	地域に出向き、こころとからだの健康について健康教育を行います。	健康課
再掲	こころといのちの講演会	こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
	介護予防教室	地域で行われている介護予防教室等で、うつ病予防について健康教育を行います。 基本チェックリスト(本人の心身状況を確認するツール)で心身機能の低下のおそれのある高齢者を早期に把握し、介護・うつ病予防につなげられるよう、保健師・看護師等が個別訪問をします。	地域包括支援センター



生きがいと役割を実感できる取組を推進します

高齢者が、孤独や孤立状態にならないよう地域での様々な社会参加を通じて、健康で生きがいと役割を実感できる取組を推進します。

事業・取組	内容	担当課等
ほっとホーム	趣味、レクリエーション等様々な活動を通して、仲間とふれ合いながら心身の健康を維持できるよう、生きがい活動援助員が支援します。	高齢福祉課
ほっとサロン	利用者同士の交流を図りながら、趣味、レクリエーション等様々な活動を行います。	高齢福祉課
認知症カフェ	認知症の方やその家族が気軽に出かけられ、また、地域との交流を深める場です。	高齢福祉課



高齢者と介護者に対する相談・支援の充実を図ります

高齢者の心身機能の低下や親しい人との死別、介護の悩み(疲れ)等、様々な相談に対応できるよう相談窓口の充実を図ります。また、健康・医療・介護・生活等に関する様々な関係機関や団体と連携しながら相談・支援の充実を図ります。

事業・取組	内容	担当課等
再掲 まちな保健室	がん検診や地区事業等に合わせ、各地区に保健師が出向き、こころとからだの健康についての相談に応じます。	健康課
再掲 栃木県断酒 ホトトギス会	お酒による悩みについての相談に応じます。	栃木県断酒 ホトトギス会
再掲 民生委員児童委員 による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
再掲 障がい児・者の 相談支援	児童から大人までの障がい者手帳の取得やきめ細かな障がい福祉サービスを提供するために市や障がい者相談支援センターの相談窓口にて相談支援を行います。	障がい福祉課
高齢者の生活に係る 総合的な相談	介護や福祉、医療などに関すること、心配ごとや悩みについて相談を受け、相談内容に応じて適切な機関等と連携し、問題解決に努めます。	地域包括支援 センター

事業・取組		内容	担当課等
介護に関する相談		介護に関する相談や支援を行うことで、本人や家族の負担が軽減できるよう努めます。	介護保険課 高齢福祉課
介護者の会		認知症の方を介護している方と介護経験者が集い、介護の悩み等を相談する会です。	高齢福祉課
権利擁護相談		高齢者虐待の防止や虐待の早期発見等、高齢者等からの権利擁護に関わる相談に応じます。	高齢福祉課
再掲	市民生活相談	日常生活での困りごとや心配事の相談に応じます。	生活課
再掲	法律相談	弁護士による無料の相談（不動産、相続、金銭貸借等）を行います。	生活課
再掲	消費生活相談	商品の購入等に関するトラブルや多重債務問題等の相談に応じます。	生活課
再掲	人権相談	人権擁護委員が、日常生活における人権問題の相談に応じます。	人権推進課
再掲	住宅総合相談	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行います。	建築課
高齢者暮らしのお手伝い事業		65歳以上で、要介護等を含む非課税の高齢者世帯に属する人に介護サービスの対象とならない日常生活援助の利用券1か月3時間分を交付します。 ※自己負担があります。	高齢福祉課
「食」の自立支援事業 (配食サービス等)		調理が困難な要介護状態の高齢者に対し、昼食を配食し安否確認を行います。 ※利用者負担400円/食	高齢福祉課
日常生活自立支援事業 (とちぎ権利擁護センター あすてらす・かぬま)		高齢の方や障害のある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らしや福祉に関する様々な相談に応じ、財産保全や金銭管理等のサービスを提供します。	鹿沼市社会福祉協議会



包括的な支援のための地域づくりを推進します

高齢者は、健康上の問題や家庭上の問題、介護の悩み(疲れ)、親しい人との死別等がうつ病の引き金となり、孤独や孤立状態に陥りやすいことから、健康・医療・介護・生活等に関する様々な関係機関や団体などと連携し、地域づくりを推進します。

事業・取組	内容	担当課等
地域包括ケアシステムの構築	高齢者の日常生活の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図ります。	高齢福祉課

(3) 経済・生活問題を抱える人の自殺対策の推進

指標

	平成30年 結果	令和5年 目標値
ストレスの原因で「経済問題」と回答する人の割合の減少	13.2%	12.0%以下

出典：第3期健康増進計画「健康かめま21」アンケート

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
生活困窮に係る相談の件数の増加	165件	累計1,100件

出典：生活・相談支援センター「のぞみ」生活困窮者自立支援制度に関する支援状況



経済・生活問題を抱える人に対する相談・支援の充実を図ります

経済・生活問題の背景には、無職・失業、多重債務や身体・精神疾患や介護等、複合した課題があります。複合的な課題を抱えているため、様々な相談窓口の充実を図ります。また、関係機関や団体と連携しながら相談・支援の充実に努めます。

事業・取組	内容	担当課等
生活保護に係る相談	生活保護に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて、適切な機関等との連携を図ります。 生活保護とは、病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった方（世帯）で、最低限度の生活を維持することができない方に対して一日も早く、自分の力で生活していけるように手助けをする制度。	厚生課
再掲 民生委員児童委員による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
住居確保給付金	失職等の事由により住居を失う恐れのある人に対し、積極的な求職活動を条件に一定額の支給を行います。	鹿沼市社会福祉協議会 生活相談・支援センター「のぞみ」

事業・取組		内容	担当課等
生活困窮に係る相談		生活保護を受給している方以外で、経済的に困り、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて適切な機関等との連携を図ります。 生活相談・支援センター「のぞみ」とは、「どこに相談すればいいかわからない」「仕事が見つからない」「病気で働けない」「生計が苦しい」「家賃が払えない」「社会にでるのが怖い」等の不安や悩みをひとりで抱え込ませないように、支援員と一緒に考え、自立の手助けをするセンター。	鹿沼市社会福祉協議会 生活相談・支援センター「のぞみ」
フードバンクかぬまによる食料支援		生活困窮世帯の人に対し、一時的に食料支援が必要と判断された場合、無償で食料の支援を行います。	鹿沼市社会福祉協議会
生活福祉資金貸付		低所得世帯や休職中の方等への貸付を行います。	栃木県社会福祉協議会
社会福祉金庫貸付			鹿沼市社会福祉協議会
再掲	障がい児・者の相談支援	児童から大人までの障がい者手帳の取得やきめ細かな障がい福祉サービスを提供するために市や障がい者相談支援センターの相談窓口にて相談支援を行います。	障がい福祉課
納税相談		市税等の滞納者の納税相談等の中で、必要に応じて適切な関係窓口への案内等を行います。	納税課
再掲	市民生活相談	日常生活での困りごとや心配事の相談に応じます。	生活課
再掲	法律相談	弁護士による無料の相談（不動産、相続、金銭貸借等）を行います。	生活課
再掲	消費生活相談	商品の購入等に関するトラブルや多重債務問題等の相談に応じます。	生活課
再掲	人権相談	人権擁護委員が、日常生活における人権問題の相談に応じます。	人権推進課
国民健康保険の特別の事情に関する相談		国民健康保険税に未納があり、病院での自己負担が全額負担になっている加入者について、特別の事情（病気など）がある場合、一時的な短期の保険証交付に関する相談に応じます。	保険年金課

事業・取組		内容	担当課等
国民健康保険・ 後期高額医療高額療養費 (限度額適用申請)		1か月の医療費の自己負担額が規定の自己負担限度額を超えた場合、超過分を高額療養費として支給します。低所得者の場合、申請により限度額までの窓口支払いとなる限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。	保険年金課
国民年金免除制度		低所得者の人など保険料納付が困難な場合、免除の制度を案内し、免除の申請を受付けます。	保険年金課
水道料金納付相談		水道料金の納付相談の中で、生活面等で問題を抱えている場合は必要な窓口等の案内を行います。また、状況に応じ関係機関と連携を図ります。	水道業務課
再掲	住宅総合相談	耐震相談やリフォーム相談、高齢者向け住宅情報、市営・県営住宅等の情報、国県市等が行う住宅関係補助事業等の情報提供や相談窓口の紹介を行います。	建築課
市営住宅管理及び 家賃滞納整理業務		市営住宅入居者や退去滞納者について、家賃や納付方法等を見直すほか、生活面等での困りごとは適切な支援先につなぎます。	建築課
市営住宅の減免制度		収入が著しく低額である時や病気・災害により収入が減少した入居者へ申し出により減免します。	建築課



経済・生活問題を抱える人に対する居場所・生きがいを推進します

経済・生活問題を抱える人に対し、経済的な相談・支援だけでなく、こどもに対する学習支援や地域から孤立させないよう親子の居場所づくり・生きがいを推進します。

事業・取組		内容	担当課等
再掲	子育て支援 短期入所事業	保護者の疾病や経済面等の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設でお子さんを短時間預かります。	こども総合サポートセンター
再掲	子どもの学習支援	経済的理由で学習塾に通えない児童生徒を対象に、無料の校外学習教室を開催します。	NPO 法人 CCV
再掲	子ども食堂への支援	バランスの良い食事を提供し、こどもの社会的孤立解消や親子の居場所づくりを行う子ども食堂を支援します。	こども総合サポートセンター

(4) 共通の取組

指標

	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値
ゲートキーパーの養成	72人	累計1,000人



こころとからだの健康や相談窓口の周知を図ります

こころとからだの健康づくりやストレスの対処法、精神疾患等についての正しい知識の普及に努めます。また、関係機関・団体と連携を図り、相談窓口の周知を図ります。

事業・取組	内容	担当課等
自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせた普及啓発	ホームページ・ケーブルテレビ・広報・庁内ロビー等にて、自殺対策の情報や相談窓口の周知を行います。また、関係機関と連携し、リーフレットや自殺対策啓発グッズを配布します。	健康課
再掲 電話相談やネット相談の案内カード配布	児童生徒が、様々な困難やストレスに直面した際に一人で抱え込むことなく相談できるよう、電話相談やネット相談の周知啓発を行います。	健康課 鹿沼市小中学校長会 市内県立高等学校長会
再掲 各種健診の事後指導時における普及啓発	乳幼児健診や40歳未満健診等の事後指導時に相談窓口のチラシや自殺予防のパンフレット等を配布し普及啓発を行います。	健康課
再掲 こころといのちの講演会	こころの健康や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行います。	健康課
再掲 思春期健康教育	小中学生を対象に命の大切さや自己肯定感を養うための授業およびSOSの出し方教育などを行います。	健康課 子育て支援課
再掲 出前講座	地域に出向き、こころとからだの健康について健康教育を行います。	健康課

事業・取組		内容	担当課等
再掲	介護予防教室	地域で行われている介護予防教室等で、うつ病予防について健康教育を行います。 基本チェックリスト（本人の心身状況を確認するツール）で心身機能の低下のおそれのある高齢者を早期に把握し、介護・うつ病予防につなげられるよう、保健師・看護師等が個別訪問をします。	地域包括支援センター



気づき・つながり・見守る人材の育成を推進します

関係機関や団体等を中心に本市の自殺の現状と対策についての情報提供や身近な人の変化に気づき、適切な対応を図ることのできる「ゲートキーパー」の役割について啓発し、市民同士の支え合いと見守ることができる体制を推進します。

事業・取組		内容	担当課等
	ゲートキーパーの養成	関係機関や団体等を中心に、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパー養成の研修会を開催します。	健康課



関係機関・団体や関係部局との連携強化を図ります

自殺は様々な要因が複雑に関係し、その多くが「追い込まれた末の死」であるため、関係団体と連携を図り、市全体で取り組む自殺対策を推進します。

事業・取組		内容	担当課等
	鹿沼市自殺対策連絡協議会	総合的な自殺対策の推進のために、自殺の原因となり得るあらゆる問題に取り組む関係機関・団体と情報共有し、連携を強化していきます。また、自殺未遂者の自殺企図を防ぐため、支援方法について検討します。	保健福祉部 県西健康福祉センター
	自死遺族の会 ひなたぼっこ	自死遺族の会の活動支援を行います。	健康課
再掲	いちごっこかぬま	妊娠期から子育て期の不安を受け止め、切れ目ない支援を実施します。エジンバラ産後うつ病質問票を用いて産後うつ病の早期発見・早期支援を行い、必要時、医療機関と連携を図ります。	健康課

事業・取組		内容	担当課等
再掲	保育園・幼稚園 認定こども園 小規模保育事業施設	各園を利用している保護者が子育てに悩んでいる状況等があった時には、適切な相談機関等を紹介し、連携を図ります。	保育課 各園
再掲	民生委員児童委員 による相談	生活や福祉全般に関する困りごとに関し、地域の民生委員児童委員が身近な立場で相談を受けます。相談の内容に応じて適切な機関へつなぐ等、行政や専門機関とのパイプ役となります。	厚生課
再掲	生活保護に係る相談	生活保護に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて、適切な機関等との連携を図ります。 生活保護とは、病気などのやむを得ない理由で収入を得ることができなくなった方（世帯）で、最低限度の生活を維持することができない方に対して一日も早く、自分の力で生活していけるように手助けをする制度。	厚生課
再掲	生活困窮に係る相談	生活保護を受給している方以外で、経済的に困り、最低限の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮に関する相談に応じます。また、相談内容に応じて適切な機関等との連携を図ります。 生活相談・支援センター「のぞみ」とは、「どこに相談すればいいかわからない」「仕事が見つからない」「病気で働けない」「生計が苦しい」「家賃が払えない」「社会にでるのが怖い」等の不安や悩みをひとりで抱え込ませないように、支援員と一緒に考え、自立の手助けをするセンター。	鹿沼市社会福祉協議会 生活相談・支援センター「のぞみ」

第5章

計画に係る

評価指標

第5章 計画に係る評価指標

1 評価指標 1

自殺総合対策大綱は、「令和8（2026）年までに自殺死亡率（※3）を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させる」という目標を掲げています。

自殺総合対策大綱の数値目標と整合性を図り、本市の令和6（2024）年の自殺死亡率を平成27（2015）年と比較し25%減少させ、14.2を目標とします。

		平成27年 (2015)	令和4年 (2022)	令和6年 (2024)	令和8年 (2026)
全国	自殺死亡率	18.5	14.6	—	13.0以下
	対2015年比	100%	78.9%	—	70%
栃木県	自殺死亡率	19.5	14.6		
	対2015年比	100%	74.9%		
鹿沼市	自殺死亡率	18.9	—	14.2	
	対2015年比	100%	—	75%	

※3 自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数を表しています。

$$\text{自殺死亡率} = \frac{\text{自殺者数}}{\text{人口}} \times 10万$$

2 評価指標 2

第3期健康増進計画健康かぬま21の「こころの健康」における数値目標です。

	平成30年 結果	令和5年 目標値（※4）
大いにストレスを感じる人を減らす	17.6%	16.0%以下

※4 令和5年 目標値：

令和5年に実施する健康増進計画「健康かぬま21」アンケート調査結果の数値を目標値としています。栃木県健康増進計画の数値目標を参考に、平成30年結果の1割減を目標としています。

3 評価指標3 (再掲)

重点施策の各取組項目における数値目標です。

評価指標		自殺対策の数値目標	
(1) 若者・働き世代の自殺対策の推進	産後1ヶ月健診でのエジンバラ産後うつ病質問票の高得点者の割合	平成30年度 実績	令和6年度 目標値 (※5)
		8.3%	7%以下
	思春期健康教育を5年間で市内の小中学校全校で実施	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値 (※6)
		小学校7校 中学校4校	市内の全小中学校に実施 (小学校24校・中学校10校)
	相談しない人の割合(20-30代)	平成30年 結果	令和5年 目標値 (※4)
		23.9%	22.0%以下
(2) 高齢世代の自殺対策の推進	相談しない人の割合(60-70代)	平成30年 結果	令和5年 目標値 (※4)
		18.4%	17.0%以下
	高齢者の生活に係る総合的な相談の件数	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値 (※6)
		6,602件	累計30,500件
(3) 経済・生活問題を抱える人の自殺対策の推進	ストレスの原因で「経済問題」と回答する人の割合	平成30年 結果	令和5年 目標値 (※4)
		13.2%	12.0%以下
	生活困窮に係る相談の件数	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値 (※6)
		165件	累計1,100件
(4) 共通の取組	ゲートキーパーの養成	平成30年度 実績	令和2～6年度 目標値 (※6)
		72人	累計1,000人

- ※5 令和6年度 目標値：
鹿沼市自殺対策計画最終年度時点の数値を目標値としています。平成30年度実績の1割減を目標としています。
- ※6 令和2～6年度 目標値：
鹿沼市自殺対策計画期間(令和2～6年度)の累計値を目標値としています。

第6章

自殺対策の 推進体制等

第6章 自殺対策の推進体制等

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、鹿沼市が主体となりながら、国・栃木県と連携を図るとともに、以下の体制により施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

保健・医療・福祉・教育・労働等の地域の関係団体で構成される「鹿沼市自殺対策連絡協議会」において、自殺対策の推進に向けた協議・検討を行っていくとともに、相互に連携を図りながら、計画に掲げた施策・事業を推進します。

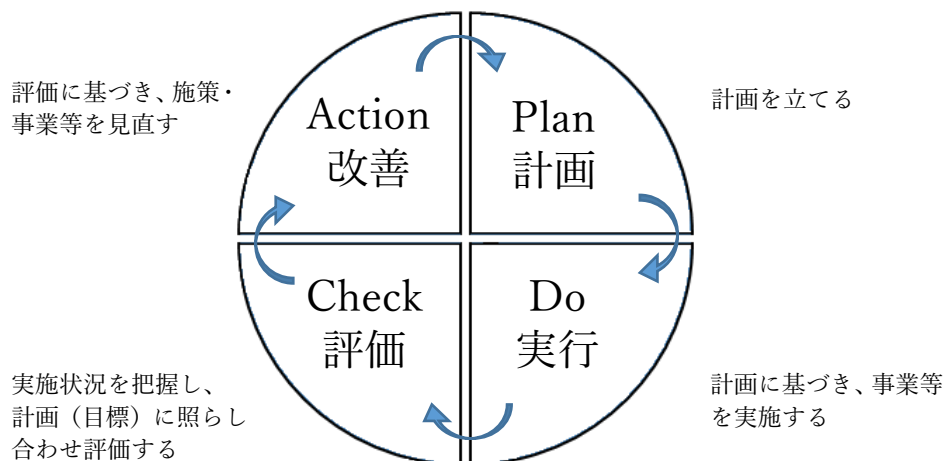
計画の効率的・継続的な推進のため、鹿沼市自殺対策連絡協議会や関係機関及び行政は、一層の連携・協働を図りながら、取り組みを推進します。

2 計画の進行管理

計画を具体的かつ効率的に推進していくために、PDCA サイクルを通じた計画の進行管理を行います。

計画の進行管理体制としては、「鹿沼市自殺対策連絡協議会」において、計画の具体的な推進や評価方法等の検討を行います。

計画の進捗状況や評価については、「鹿沼市自殺対策連絡協議会」に報告し、必要に応じ検討を行います。



鹿沼市自殺対策連絡協議会

区分	所属
地域の代表	鹿沼市自治会連合会
	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会
	鹿沼市食生活改善推進員会
	鹿沼商工会議所
	栗野商工会
	鹿沼保護区保護司会
	栃木県司法書士会県央西支部
	宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会
保健医療関係団体	上都賀郡市医師会
	鹿沼歯科医師会
	鹿沼薬剤師会
	上都賀総合病院精神科医
教育関係団体	鹿沼市小中学校長会
	市内県立高等学校長会
行政機関	栃木県県西健康福祉センター
	鹿沼警察署
	鹿沼市社会福祉協議会
	市内地域包括支援センター
	鹿沼公共職業安定所
	鹿沼市消防本部
	鹿沼市
その他	断酒会
	その他市長が必要と認める機関、者

資料

1 鹿沼市自殺対策計画策定の経過

年月日	会議等	内容
平成30年3月	健康増進計画「健康かぬま21」アンケート調査	健康増進計画「健康かぬま21」の中に「こころの健康」に関する領域があり、こころの健康に関するアンケート調査の実施
令和元年5月17日	第1回庁内ワーキング会議	1) 自殺対策計画の策定について 2) 鹿沼市の自殺の現状について 3) 自殺対策支援に関する事業の洗い出し依頼
6月21日	第2回庁内ワーキング会議	事業の洗い出し取りまとめ結果確認 自殺対策計画（素案）について
7月9日	第1回自殺対策連絡協議会	委員委嘱 自殺対策計画（素案）について
9月6日	第3回庁内ワーキング会議	自殺対策計画（案）について
10月15日	第2回自殺対策連絡協議会	自殺対策計画（案）について （台風19号による災害対応のため、資料による協議）
11月6日～ 12月6日	パブリックコメント	
令和2年1月14日	第3回自殺対策連絡協議会	パブリックコメント結果について 自殺対策計画（最終案）について
1月末	自殺対策計画の決定	
2月～	自殺対策計画の公表	

2 鹿沼市自殺対策連絡協議会委員名簿

	氏名	所属団体	区分
1	吉井 和夫	自治会連合会	地域の代表
2	上澤 孝重	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会	
3	内田 泰子	鹿沼市食生活改善推進員会	
4	大橋 昭彦	鹿沼商工会議所	
5	神山 学	栗野商工会	
6	松島 秀雄	鹿沼保護区保護司会	
7	高根沢 直人	栃木県司法書士会県央西支部	
8	金子 和之	宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会	
9	土屋 貴裕	上都賀郡市医師会	保健医療関係団体
10	駒橋 武	鹿沼歯科医師会	
11	下妻 和彦	鹿沼薬剤師会	
12	高山 剛	上都賀総合病院精神科医	
13	福田 宜男	鹿沼市小中学校長会	教育関係団体
14	石川 明宏	鹿沼市小中学校長会	
15	笠原 紀昭	市内県立高等学校長会	
16	高橋 良子	栃木県県西健康福祉センター	行政団体
17	栗田 貴文	鹿沼警察署	
18	菊池 浩史	鹿沼市社会福祉協議会	
19	伊藤 とし子	市内地域包括支援センター	
20	笥 俊夫	鹿沼公共職業安定所	
21	小山 茂	鹿沼市消防本部	
22	福田 義一	鹿沼市	
23	小田部 三保	栃木県断酒ホトトギス会	その他

3 鹿沼市自殺対策連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 市内の関係機関・団体が適切な役割分担と効果的な連携の下、官民が一体となって自殺対策を推進し、本市の自殺者数及び自殺率の減少を図るため、鹿沼市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する情報収集及び意見交換に関すること。
- (2) 自殺対策に関する各機関・団体の役割分担の明確化及び連携体制の構築に関すること。
- (3) その他、自殺対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体から推薦された者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員は、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が選任する。
- 4 会長は、協議会を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部健康課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

別表

鹿沼市自殺対策連絡協議会

区分	所属
地域の代表	鹿沼市自治会連合会
	鹿沼市民生委員児童委員協議会連合会
	鹿沼市食生活改善推進員会
	鹿沼商工会議所
	栗野商工会
	鹿沼保護区保護司会
	栃木県司法書士会県央西支部
	宇都宮人権擁護委員協議会鹿沼部会
保健医療関係団体	上都賀郡市医師会
	鹿沼歯科医師会
	鹿沼薬剤師会
	上都賀総合病院精神科医
教育関係団体	鹿沼市小中学校長会
	市内県立高等学校長会
行政機関	栃木県県西健康福祉センター
	鹿沼警察署
	鹿沼市社会福祉協議会
	市内地域包括支援センター
	鹿沼公共職業安定所
	鹿沼市消防本部
	鹿沼市
その他	断酒会
	その他市長が必要と認める機関、者

4 鹿沼市自殺対策計画策定ワーキンググループ設置要綱

(設置)

第1条 鹿沼市自殺対策計画（以下「自殺対策計画」という。）を策定するために、鹿沼市ワーキンググループ設置規定（平成18年12月21日訓令第9号。以下「訓令」という。）第1条及び第3条第2項の規定に基づき、ワーキンググループを設置する。

(名称)

第2条 ワーキンググループの名称は、「鹿沼市自殺対策計画策定ワーキンググループ」（以下「WG」という。）という。

(目的)

第3条 WGは、次の各号に掲げる課題を調査・研究する。

- (1) 自殺対策に関する情報共有及び意見交換に関すること。
- (2) 自殺対策に関する庁内の役割分担の明確化及び連携体制の構築に関すること。
- (3) その他、自殺対策計画を策定するために必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 WGのリーダー、サブリーダー及びメンバーは、訓令第3条の規定により、市長が別表のとおり任命する。

2 リーダーはWGを代表し、会務を総理する。

3 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 WGの会議は、リーダーが招集し議長となる。

2 リーダーは、必要があると認められるときは、訓令第3条に規定するチーム編成責任者の承諾を得て、メンバー以外の者から意見を聴取することができる。

(設置期間)

第6条 WGの設置期間は、発足の日から訓令第8条の規定に従い、課題が解明された時点でその任務を終了するものとする。

(事務局)

第7条 WGの事務局は、保健福祉部健康課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、WGの運用について必要な事項は、リーダーが定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

	部局名	課名	係名	職名	備考
1	保健福祉部	健康課		課長	リーダー
2		健康課	市民健康係	係長	サブリーダー
3		健康課	母子健康係	課長補佐兼係長	
4		厚生課	保護係	係長	
5		障がい福祉課	障がい福祉係	主査	
6		高齢福祉課	地域包括支援センター	主任保健師	
7		介護保険課	介護保険係	課長補佐兼係長	
8	総務部	人事課	給与厚生係	係長	
9	財務部	納税課	納税推進係	課長補佐兼係長	
10	市民部	生活課	市民生活係	主査	
11		人権推進課	男女共同参画係	係長	
12		保険年金課	国民年金係	主査	
13	こども未来部	子育て支援課	こども給付係	係長	
14		保育課	子育て認定係	主査	
15		こども総合サポートセンター	こども・家庭相談係	係長	
16	経済部	産業振興課	商工振興係	係長	
17	環境部	下水道課	料金係	係長	
18	都市建設部	建築課	住宅係	係長	
19	水道部	水道業務課	総務係	係長	
20	消防本部	消防第1課	救急第1係	係長	
21	教育委員会	学校教育課	指導係	主任主事	
22		生涯学習課	青少年係	課長補佐兼係長	

5 自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全てのかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望をもって暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責任)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の促進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財務上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県または市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(人材の確保)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他の当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体障害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講

ずるものとする。

(自殺未遂者の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 (略)

6 自殺総合対策大綱

「自殺総合対策大綱」(概要)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
 促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**

- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**
 (平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO:仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
 加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込みく例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態フォローアップ、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員への配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方に関する教育の推進） ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用（<u>革新的自殺研究推進プログラム</u>） ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども、若者の自殺調査 ・<u>死因究明制度との連動</u> ・<u>オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析</u> 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家を養成する大学や専門学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスの受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の運動性の向上、専門職の配置 ・<u>精神保健医療福祉サービス</u>を担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童虐待、性被害、性暴力の被害者、生活困難者、ひとり親家庭、性マイリフ化に対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的、試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを吾にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

7 相談窓口一覧

(令和3年7月現在)

(1) 鹿沼市相談窓口一覧

開庁時間：月～金曜日 8時30分～17時15分 祝日・年末年始を除く。

相談内容		相談窓口等	電話番号
① ところ	身近な心の悩み相談	鹿沼市健康課	0289-63-8312
② 子ども・子育て	子育て全般についての相談 (妊娠～子育て中)	鹿沼市健康課 子育て世代包括支援センター いちごっこかぬま	0289-63-2819
	母子・父子、婦人相談	鹿沼市こども総合サポートセンター	0289-63-2177
③ 児童・青少年の悩み、 ひきこもり	青少年相談	鹿沼市こども総合サポートセンター	0289-63-8324
	いじめ、不登校等、 学校生活に関する相談	鹿沼市教育委員会事務局 学校教育課	0289-63-2236
④ 障がい児・者	障がい児・者に関する相談	鹿沼市障がい福祉課	0289-63-2176
⑤ 仕事や職場・経済問題	生活保護に関する相談	鹿沼市厚生課	0289-63-2173
	生活困窮に関する相談	鹿沼市社会福協議会 生活相談・支援センターのぞみ	0289-63-2167
⑥ 高齢者・介護	高齢者の生活に係る 総合的な相談	鹿沼市高齢福祉課 各地域包括支援センター	0289-63-2175
⑦ 女性相談	離婚・DV被害等の相談	鹿沼市人権推進課	0289-63-8352
⑧ 地域生活の様々な問題	市民生活相談	鹿沼市生活課	0289-63-2122
	消費生活相談		0289-63-3313

資料7 相談窓口一覧(2) 悩み別相談窓口一覧

(2) 悩み別相談窓口一覧

① ころに関する相談

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 身近な心の悩み相談	鹿沼市健康課	0289-63-8312	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
身近な心の悩み相談			月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
精神保健福祉相談	栃木県西健康福祉センター	0289-62-6224	原則毎月第4木曜日 13:30～15:00 (要予約・相談無料)	祝日、年末年始を除く
ころの健康相談	栃木県精神保健センター	028-673-8341	月～金曜日 9:00～17:00	祝日、年末年始を除く
さまざまな心の悩み	栃木いのちの電話	028-643-7830	毎日 24時間	インターネット相談可 HPより検索
ころの悩み相談	ころのダイヤル	028-673-8341	月～金曜日 9:00～17:00	祝日、年末年始を除く
少女・若い女性の ころの相談	若草プロジェクト		月曜日・土曜日 13:00～19:00 水曜日 17:00～19:00	LINEまたはメールでの相談 HPより検索
ころとからだの健康に 関する相談	よりそいホットライン 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338	毎日 24時間	通話無料

② 子ども・子育ての相談

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 子育て全般に関する相談 (妊娠～子育て中)	鹿沼市健康課 子育て世代包括支援センター いちごっこかぬま	0289-63-2819	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
【再掲】 母子・父子、婦人相談 家庭こども相談		0289-63-2177		祝日、年末年始を除く
のびのび発達相談 (集団場面での様子について)	鹿沼市こども総合サポートセンター	0289-63-8322	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く 保育園・幼稚園・認定こども園 を通して保護者に通知
子育てについての相談 (子どもの発達について)				祝日、年末年始を除く
発達相談	鹿沼市健康課	0289-63-2819 0289-63-8312	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く ※要予約・相談無料
医療費助成・児童手当について	鹿沼市子育て支援課こども給付係	0289-63-2172	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
保育園等について	鹿沼市保育課子育て認定係	0289-63-2174	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
養護相談、保健相談、 非行相談等	栃木県中央児童相談所	028-665-7830	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
子どもについての悩み、子ども 本人からの悩みの相談	栃木県 (テレホン児童相談)	028-665-7788	毎日 9:00～20:00	
家庭教育やしつけ (保護者専用)	家庭教育ホットライン	028-665-7867	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:30	左記時間外と日曜・祝日・年末 年始等は留守番電話又はFAXで 受付
乳幼児の育児・しつけ・医療等 に関する悩みについて	あかちゃんすくすくテレフォン相談	028-623-4152	月～土曜日 10:00～17:00	祝日、年末年始、5月30日を除く

③ 児童・青少年の悩み・ひきこもり

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 いじめ、不登校等、学校生活に関する相談	鹿沼市教育委員会事務局学校教育課	0289-63-2236	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
【再掲】 青少年相談	鹿沼市こども総合サポートセンター	0289-63-8324	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
就学相談		0289-63-8322		
教育相談室の設置	鹿沼市総合教育研究所	0289-63-8330	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
スクールカウンセラー			月～金曜日 9:00～17:00	県事業のため窓口対応のみ
学校生活への適応に関する相談	鹿沼市総合教育研究所教育相談室	0289-63-0082	月～金曜日 9:00～17:00	祝日、年末年始を除く
児童生徒に係る諸問題についての相談	上都賀教育事務所いじめ・不登校等対策チームスマイル相談室	0289-62-0162	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
不登校・ひきこもり・問題行動に関する相談	栃木県西健康福祉センター	0289-62-6224	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
子どもの教育相談	栃木県総合教育センター	028-665-7210 028-665-7211	月～金曜日 9:30～17:00	祝日、年末年始を除く ※来所相談(要電話予約)
児童虐待緊急ダイヤル	栃木県	189 028-665-3677	平日の夜間及び休日	
少年・児童生徒に関する問題	鹿沼警察署生活安全課	0289-62-0110	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
ひきこもり・ニート・不登校などの悩み	子ども若者・引きこもり総合相談センター(ポラリス☆とちぎ)	028-643-3422	火～土曜日 10:00～19:00	祝日、年末年始を除く
家庭教育やしつけ(保護者専用)	家庭教育ホットライン	028-665-7867	月～金曜日 8:30～21:30 土曜日 8:30～17:30	左記時間外と日曜・祝日・年末年始等は留守番電話又はFAXで受付
いじめや不登校、その他学校生活に関する相談(子ども専用)	いじめ相談さわやかテレホン	028-665-9999	毎日 24時間	
子どもの人権110番	法務省	0120-007-110	月～金曜日 8:30～17:15	法務局・地方方法務局の職員、または人権擁護委員による相談
少年相談窓口	ヤングテレホン	0120-87-4152	月～金曜日 9:00～16:00	祝日、年末年始を除く
さまざまな悩み	チャイルドラインとちぎ	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00 金曜日 16:00～23:00	年末年始を除く 18歳までのお子さんのみ

④ 障がい児・者

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 障がい児・者に関する相談	鹿沼市障がい福祉課	0289-63-2176	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く

資料7 相談窓口一覧(2) 悩み別相談窓口一覧

⑤仕事や職場・経済問題

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 生活保護に関する相談	鹿沼市厚生課	0289-63-2173	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
【再掲】 生活困窮に関する相談	鹿沼市社会福祉協議会生活相談・ 支援センターのぞみ	0289-63-2167	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
市税に関する納税相談	鹿沼市納税課	0289-63-2114	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
水道料金に関する納付相談	鹿沼市水道お客様センター (鹿沼市水道業務課)	0289-65-3141	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
法律相談	鹿沼市生活課	0289-63-2122	月～金曜日 8:30～17:00	祝日、年末年始を除く 各専門家による相談
登記相談				
交通事故相談				
市営住宅管理及び家賃滞納整理に 関する相談	鹿沼市建築課	0289-63-2217	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
消費生活に関する相談	鹿沼市消費生活センター	0289-63-3313	月～金曜日 9:00～16:00	祝日、年末年始を除く
	栃木県消費生活センター	028-625-2227	月～土曜日 9:00～17:00	祝日、年末年始を除く (土曜は電話相談のみ)
就労相談	ハローワーク鹿沼	0289-62-5125	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
女性のための就職相談	とちぎ男女共同参画センター	028-665-8323	火～土曜日 9:00～16:00	面接相談は要予約
インターネット労働相談	栃木県HP		随時	定休日なし
中小企業労働相談	栃木県(宇都宮労政事務所)	028-626-3053	月～金曜日 8:30～12:00 13:00～17:15	祝日、年末年始を除く
経営改善特別相談窓口	栃木県経営支援課	028-623-3208	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く 要予約
働く人の メンタルヘルス相談	宇都宮労政事務所	028-626-3053	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
ひとり親家庭等の就業に関する 相談	母子家庭等就業・自立支援センター	028-665-7801	火～日曜日 8:30～17:00	祝日、年末年始を除く
多重責務専門相談	宇都宮財務事務所	028-633-6294	月～金曜日 8:30～17:00	祝日、年末年始を除く
労働相談	日本労働組合連合会 栃木県連合会 (連合栃木)	0120-154-052	月～金曜日 9:30～17:30	祝日、年末年始を除く 労働相談が主
小規模事業場(50人未満)の 事業主・労働者に関する相談	独立行政法人労働者健康安全機構 栃木産業保健総合支援センター	028-643-0685	月～金曜日 13:00～17:00	祝日、年末年始を除く ※要予約

⑥高齢者・介護

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 高齢者の生活に係る総合的な 相談	鹿沼市高齢福祉課・各地域包括支援 センター	0289-63-2175	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
権利擁護に関する相談	鹿沼市高齢福祉課	0289-63-2175	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
介護給付に関する相談	鹿沼市介護保険課 鹿沼市高齢福祉課	0289-63-2283 0289-63-2175	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
高齢者とその家族の心配事・ 悩み事相談	栃木県高齢者総合相談センター (シルバー110番)	028-627-1122	月～金曜日 9:00～17:00	祝日、年末年始を除く
認知症の方と家族のための電話 相談	とちぎ健康の森	028-627-1122	月～金曜日 13:30～16:00	祝日、年末年始を除く 毎月第4水曜日は来所相談対応
成年後見人無料相談	成年後見センター・ リーガルサポートとちぎ支部	028-632-9420	月～金曜日 9:00～17:00	祝日、年末年始、お盆、司法書 士会総会日を除く 毎週土曜日面談相談(要予約) 10:00～15:00

⑦DV(ドメスティック・バイオレンス)

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 女性相談	鹿沼市人権推進課	0289-63-8352	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
配偶者暴力相談	とちぎ男女共同参画センター	028-665-8720	月～金曜日 9:00～20:00	電話相談
女性のための相談			土、日曜日 9:00～16:00	
男性のための相談			火～日曜日 9:00～16:00	面接相談
児童福祉士等の相談	栃木県中央児童相談所	028-665-7830	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く

⑧地域生活の様々な問題

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
【再掲】 市民生活相談	鹿沼市生活課	0289-63-2122	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
【再掲】 消費生活相談		0289-63-3313	月～金曜日 9:00～16:00	祝日、年末年始を除く
民生委員・児童委員による相談	鹿沼市厚生課	0289-63-2257	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
住宅総合相談窓口	鹿沼市建築課	0289-63-2217	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
生活に関する相談	隣保館	0289-64-4776	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
人権相談	鹿沼市人権推進課	0289-63-8351	毎月第2木曜日 10:00～15:00	祝日、年末年始を除く
	とちぎ権利擁護センター あすてらす・かぬま	0289-63-2817	月～金曜日 9:00～17:15	祝日、年末年始を除く

⑨薬物やアルコール、ギャンブル等への依存


相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
薬物乱用に関する電話相談	栃木県	028-623-3779	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
精神保健福祉相談	栃木県精神保健センター	028-673-8785	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く
精神保健福祉相談	栃木県西健康福祉センター	0289-62-6224	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く

⑩自死遺族支援

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
自死遺族の会	ひなたぼっこ	0289-63-8312	月～金曜日 8:30～17:15	偶数月の最終土曜日 13:30～15:30
	わかちあいの会「こもれび」	028-622-7970	月～金曜日 9:00～17:00	毎月第1・第3土曜日 14:00～16:00

⑪傾聴ボランティア

相談内容	相談窓口等	電話番号	受付時間等	備考
傾聴依頼に関する相談	鹿沼市社会福祉協議会	0289-65-5191	月～金曜日 8:30～17:15	祝日、年末年始を除く おはなしボランティアネット ワーク

共に支え合う  支援計画～鹿沼市自殺対策計画～

令和2年3月

発行 鹿沼市

編集 鹿沼市 保健福祉部 健康課

〒322-8601 鹿沼市今宮町1688番地1

TEL 0289-63-8312

FAX 0289-63-8313